

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財 務 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福 祉 課 長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明	君
都市建設課長	大久保政一	君
上下水道課長	加藤克之	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	佐藤富男	君
地域再生対策監	長谷川敏	君
税収納対策監	武山昭彦	君
公共施設管理監	小野宏一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 査	太田健博

---

議 事 日 程 (第5号)

平成22年6月10日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第 5 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算)
- 第 6 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算)

- 第 7 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて（柴田町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 柴田町非核平和都市宣言について
- 第12 議案第11号 平成22年度柴田町一般会計補正予算
- 第13 議案第12号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第14 議案第13号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議発第 1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正について
- 第16 陳情第 1号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情
- 陳情第 2号 政府へ選択的夫婦別姓の導入に反対する意見書採択を求める陳情
- 第17 民生委員推薦会委員の推薦について
- 第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番水戸義裕君、10番森 淑子さんを指名いたします。

---

○議長（我妻弘国君） 次の日程の前に、昨日柴田町選挙管理委員に当選されました皆様を紹介いたします。

それでは一人一人自己紹介をお願いいたします。

○選挙管理委員（近江宣男君） 選挙管理委員に選任いただきました近江宣男と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○選挙管理委員（庄子和彦君） 同じく再任いただきました、土手内の庄子和彦でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○選挙管理委員（岡崎静夫君） このたび新任されました岡崎静夫でございます。入間田に住んでおります。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） 大浦玲子さんにつきましては、本日所用のため欠席となっております。

それでは代表して近江宣男さんからごあいさつをお願いいたします。

○選挙管理委員（近江宣男君） ごあいさつ申し上げます。選挙管理委員4名を代表させていただきます。私からごあいさつを申し上げます。

昨日は議会におきまして議員の皆様より私たち4名を柴田町の選挙管理委員に選任いただきまして、まことに身に余る光栄に存じます。この上は、公職選挙法に基づきまして、明るく正

しい選挙の執行に努めてまいりますので、今後ともご指導とご支援を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（我妻弘国君） ご苦勞様でございました。

---

**日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度柴田町一般会計補正予算）**

○議長（我妻弘国君） 日程第 2、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 1 号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分にかかる平成21年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれまして第 1 回定例会の後に、地方譲与税、各種交付金及び特別地方交付税などの歳入が確定し、歳出においては特別会計繰出金の確定、各事務事業費の精算が完了したことによるもので、歳入歳出とも、1 億 4,487 万 2,000 円の減額補正をすることになりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 117 億 1,161 万 9,000 円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 詳細説明いたします。

5 ページをお開きください。

専決処分書です。3 月 30 日付をもって専決処分を行っております。

7 ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額からそれぞれ 1 億 4,487 万 2,000 円を減額し、補正後総額を 117 億 1,161 万 9,000 円とするものです。

12 ページをお開きください。

第2表は繰越明許費の補正を行うものです。事業費見込額の変更によるもので、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、5事業について事業費の増減を行っております。

次のページの第3表は地方債補正ですが、集会所建設事業費、公営住宅整備事業費、安全安心な学校づくり交付金事業費について限度額の減額補正を行いました。これは事業費の確定による変更です。

続きまして事項別明細書で説明いたします。

歳入歳出の増減の大部分が、決定見込みや額の確定によるものです。主な事項を説明いたします。

最初に歳入です。17ページをお開きください。

款1、項1、町民税2,205万9,000円の減額補正となりました。法人町民税の落ち込みが大きな要因となっています。下の段、項2固定資産税は2,186万8,000円の増額です。

18ページをごらんください。

2段目項4、町タバコ税1,193万4,000円を減額しております。タバコ離れが進んでいると推測しております。

20ページをお開きください。

中段になります。款6、地方消費税交付金は2,909万1,000円を増額補正しております。

次のページ21ページです。

中段、款11、地方交付税は3,478万7,000円の増額。これは特別地方交付税確定による補正となります。

23ページから26ページまでは、国庫支出金、県支出金の確定による補正を行っております。

27ページにお進みください。款19、基金繰入金は1億2,687万5,000円の減額補正です。この補正により、21年度の財政調整基金からの取崩し額は減額となりました。約5,000万円程度で済むこととなります。21年度末の財政調整基金の現在高は、確定で7億4,421万9,640円となります。

29ページになります。

下の段です。町債の補正です。学校教育施設等整備にかかわる事業費を1,820万円減額しております。全体事業費減額によるものです。

歳出について説明いたします。30ページから歳出となります。支出見込みまたは額の確定による補正がほとんどとなります。

飛びますが33ページをお開きください。

表の下の段になります。項2、徴税費217万7,000円を減額しております。法人町民税にかかわる過誤納還付金の支出見込み減額によるものです。

36ページをお開きください。

目4、心身障害者医療対策費と、目6、障害者更生援護事業費で減額補正を行っております。これも支出見込みによるものです。

飛びますが40ページをお開きください。

目7、予防費で4,735万円の大幅な減額補正を行っております。これは新型インフルエンザワクチン接種にかかわる補正です。パンデミックといわれる爆発的な流行を危惧いたしましたが、それを避けられたことによって支出額が縮小となっております。

47ページに飛びます、お開きください。

款10、目2、教育管理費で2,650万1,000円の減額補正をしております。船岡中学校の耐震化等工事請負費と学校ICT環境整備事業備品購入費の減額が大きな要因となっております。

48ページ以降、最後の57ページまでは、各費目において決定見込みまたは額の確定による予算補正を行っております。

以上、詳細説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については款1、議会費30ページから款3、民生費39ページまで、款4、衛生費39ページから款9、消防費47ページまで。款10、教育費47ページから款12、公債費57ページまでといたします。

まず、繰越明許費補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 17ページの款1、町税の法人、現年課税分で先ほどもちょっと説明はあったんですが、かなり厳しくなった企業は特定されているんでしょうか。全体に厳しくなっ  
てこういう数字になったんでしょうか。少し説明をお願いします。

それからその下の固定資産税で、滞納繰越分が今回予算額よりも倍近く徴収されているわけですが、かなりこれは頑張った結果なのか、ちょっとその声も聞いておきたいと思います。

それから、18ページの町税の町たばこ税で、たばこ離れが進んでいるということだったんですけれども、実際に喫煙者の数とかというのは把握しているんでしょうか。どうなんですか。以上です。

○議長（我妻弘国君） まず税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えいたします。

まず最初に法人税のほうですけれども、2,785万9,000円の減額ということになっております。20年度に法人税割、均等割を含めまして1,000万円以上収めていただいた会社が4社ございました。そのうちの一番大きな会社が20年度に3,369万7,000円ほど収めていただいていたけれども、その会社が21年度には20万円になりました。均等割だけの納付という形になりまして、3,350万円ほどの減額になりました。そのほかに3番目に20年度に収めていただいた法人が、20年度に2,362万9,000円ほど納めていただいていたんですけれども、その会社が21年度に2,521万7,000円ということで、2,100万円の減額になっております。足しますとこれだけでも5,500万円弱くらいになりますので、ほかの会社が比較的堅調に進んだんですけれども、大きなところに足を引っ張られる格好で、この減額になっております。全体的にはこういう大きな会社のほうが少し減額幅が大きかったので、もう1社1,000万円ほど増額していただいた会社があったんですけれども、4社のうちの3つが減額だったということで、今回このような大きな減額になりました。

それから2番目の固定資産税ですけれども、滞納分が1,101万8,000円という形ですけれども、昨年差し押さえをしたところ、三つぐらい大きなところがあるんですけれども、個人の方から。一つはお父さんの固定資産税、国保税の滞納分が約300万円ぐらいあったんですけれども、息子さんにその財産をすべて売ってもらって、さらに融資を受けてもらって納めてもらったというのが約300万円ぐらいございます。それからもう一人は差し押さえをしていた方なんですけれども、個人事業主で営業をしていたんですけれども、融資を受ける際に同じく300万円強あったんですけれども、それも含めて金融機関のほうから融資をいただきまして、合わせて納付をいただいたという形で、そういう方が3人ぐらいございます。それでこういうふうな大きな額の納付額になりました。

それからたばこ税につきましては、出納閉鎖が5月31日で終わってまだ決算の最中で今やっているところなんですけれども、19年度と20年度を比べますと2.15%の調定額で減になっております。20年度と21年度を比べますと4.46%の減になっております。調定額だけを比べますと。これは本数も比例しますので、そういうことでたばこ離れが倍になっているということで減額幅が大きくなっております。人数は把握しておりませんが本数でカウントいたしましても、この4.46%なり2.15%という割合で本数は減額になっております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問をどうぞ。白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 法人税のところでもちょっとわからなかったんですが、2社目の数字の

時に2,362万円が2,500何万円になったって聞こえたんですが、ちょっとそこを。

○議長（我妻弘国君）　そうですね。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君）　2社目のところをもう一度ご説明いたします。20年度に2,362万9,800円納めていただいたんですが、その会社が21年度は252万1,700円になりました。そういって2,100万円減額になりましたので、さっきの1社目と合わせますと5,500万円程度になりますので、この2社に大きく引っ張られる格好で減額になりましたということであり

○議長（我妻弘国君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

　　以上で歳入の質疑を終わります。

　　次に歳出に入ります。

　　30ページの議会費から39ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君）　36ページの心身障害者医療対策費、それから障害者更生援護事業費、ともにマイナス補正になっております。見込みという先ほどの説明だったんですけども、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君）　お答え申し上げます。

　　心身障害者対策費につきましては、資格登録者が735名おります。その中においていろいろ異動分というようなことでの減額をされております。その関係の精算という形で、今回約449万8,000円の減額ということになります。

　　それから、障害者更生援護事業費についても、各事業についていろいろと異動事由が発生して原因になっておりますので、その辺の件数ということで実際的には見込み額と確定額についてはそれぞれ計算はされておりますが、かなり詳細に時間をとりますので、この説明だけでご勘弁願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君）　再質問はありますか。はい、どうぞ。佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君）　そうしますと資格という話だったんですけども例えば該当する資格のランクが変更したから自動的に金額が変わるとか、そういったことが理由になるということなんですか。ちょっと意味がわからなかったんですけども。

　　あと、最終的に結果が出てみなければわからないというのは、それはそうだと思いますけ

れども、まず今その見込みの中で確かにこれはこうだというのは今の資格のランキングというふうに解釈してよろしいのかどうか、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 申しわけありませんでした。実際的には心身障害者等につきましても現実的には12カ月で精算するところなんです、21年度については11カ月分の計算で精算をするということになっておりまして、1カ月分の減少になっているということと、原因につきましましては死亡とか利用者の減少、これに伴う精算という形になります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 34ページの総務費の戸籍住民基本台帳費の中で、賃金、臨時職員の緊急雇用創出事業でマイナスになっているんですが、そのほかにもこの緊急雇用創出事業で赤になっている分の説明をお願いします。

それから38ページの一番下、児童デイサービス事業費のむつみ学園の役務費、使用料及び賃借料、備品購入費の詳細説明を求めます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 例えば今、ご質問ありました34ページの住民基本台帳関係でございますが、1名の方が途中でお辞めになったということございまして、その減額。それからやっぱり緊急雇用でございますので、こちらの体制としては緊急雇用の予算を議会に上程した時に議員さんからも言われましたけれども、それなりに仕事を探してもらおうということもありますので、休んでもらって、ハローワークなり仕事の面接に行くということは許可していますので、そういった部分での減額というふうにご認識していただければありがたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 38ページ目8、節12の役務費、ごみ処分手数料の減額につきましては、むつみ学園がことし4月から移転させていただきまして、旧施設の処分で廃棄処分の量が当初100万円を見込んでいたんですが、量が確定しまして実質50万円で済みましたので、その減額ということになります。

二つ目の使用料及び賃借料につきましては、旧むつみの敷地は国から借用しているんですけれども、その使用料が4月に移転しましたので、22年4月から7月分までの減額ということで補正をさせていただいたということでございます。

次に18の備品購入費につきましては、当初財団法人の日本おぎゃー献金補助金ということで補正をさせていただいたところでしたが、その補助が不採択ということで通知がございましたので、今回はその減額をさせていただいたということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） そうしますと滑り台のほうは不採択で、もう入れないんでしょうか。本当は必要で申請したんじゃないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） その1点だけでいいですか。答弁をお願いします。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 当初その募金の補助の制度がございましたので、それに申請をいたしておりました。当然子供たちの施設としては設置したほうがよろしいかなと思いついて計画したものでございましたが、その財源の採択がございましたので、今回は備品の購入費の補正の減額とさせていただいたということでございます。今後につきましては、検討していきたいというふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問どうぞ。白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 質問というか、ぜひ必要だと思ってきっと申請なさったんでしょうから、本当は必要なんだろうから、早く予算化されるように望んでおきます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、39ページの衛生費から47ページの消防費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 46ページの土木費。委託料がマイナス158万2,000円と神山前町営住宅の耐震診断委託料ですか。これは委託の発注、契約する時の見積りと実際にこれくらいの差額が出たという、その中身がどういうものなのか、これが1点目です。

それから2点目、ここに実際出てくるのかなと思ったんですが、北船岡のケアホーム船岡の近くの町道を舗装し直していましたよね、あれが雪が降ったりとかで工事を延ばしたということで、あれは補正に出てこなかったんでしょうか。それとも工事業者のほうで予算の範囲内だったからここで補正とかに出てこないというか。ここに数字が出ていないんですけれども、本来はそういうのが出てこないのかなと。あれは結構期間が長くなったというふうに。そして近くの商店の方が正直言って営業妨害に近いような状況で、補償がどうかというくら

いのところがあったんですけども、その辺をちょっと確認したいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 46ページの神山前の町営住宅の耐震関係ですけども、神山前1号から3号棟あります。最終的には委託料の額の確定による減額ということでありませ

す。それから、町営住宅の道路関係ですけども、繰越事業になっています。そのために今回の専決処分の中には額が確定していますので、額が予算上動かないということで、今回は出てこないということになります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問はありますか。舟山 彰君。マイクをもう少し近づけてください。

○12番（舟山 彰君） ですからその神山前のほうがどうして150万円ほどの差額というか、それが出たのかということをお聞きしたいわけです。最初の見積もりなんかと、どう違ってきたのかという、その点です。まず1点目は。

それから2点目の北船岡の件は、ここには金額とかが確定していないから出てこないということなんですけれども、申し分ないですけど近くにある商店についての営業の件ですね、この資料というかあれからすると逸脱することかもしれませんが、どう対応したのか聞きたいんです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 耐震診断関係については、請負率といいますか、それが83.9%ということで、実は下がっています。その委託の額の確定による減額ということで理解をしていただきたいと思います。

町営住宅関係の道路関係ですか。あそこに確か店屋さんがありました。角のところですかね。道路が完成しましてその時に営業とか当然話があったかどうかちょっと私は確認していないんですけども、ちょっと内容を聞き取りをさせていただいて、当然対応をさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。どうぞ。舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 町営住宅に関して言うと、長寿化計画というんですか、並松、神山前というのは普段我々地元では山崎町営アパートと言っていますけれども、今後いろいろとそういうことをやる意味でも、150万円だからとは言いませんが、どうして最初の見積もりとか契

約したのと150万円ぐらいの違いが出たのかということをおは一番聞きたいわけです。こういう財政難の中で少しでも厳密に本来ならば発注するというか、町としてはするべきだと思います。よく、道路工事を実際にやってみたら大きな石が出てきたために工事が延びてそれだけ予算がかかったということは昔よくあったというのはわかりますけれども、なぜこう150万円という違いが出てきたのかということです。

○議長（我妻弘国君）　ちょっとお待ちください。

○12番（舟山　彰君）　2点目のことは、今後また二本杉の町営住宅の工事がいろいろ進む時に、特にそのお店のことだけとは言いませんが、いろいろ留保すべきじゃないかと思えますので、2点目はそれでもいいです。1点目だけ、最後にお願いします。

○議長（我妻弘国君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君）　入札にかかわる、83%とお話ししましたがその減額になりますが、元々この委託費の予算に関しては町のほうでこれくらいの規模の設計をするのであればこれくらいの標準的な金額がかかるだろうという、いわゆる設計をかけます。ただ実際の入札に付した時にそれよりも低い価格で応札していただいた業者さんがあるということです。標準的な金額でもって予算措置はしますが、実際に受けた業者さんはもっと低かったという、それだけのことになります。以上です。

○議長（我妻弘国君）　ほかに質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君）　40ページ、目7予防費の委託料と負担金補助及び交付金、新型インフルエンザに関してですが、これだけでも3,900万円の減ということなんですが、一番上の子宮がん検診委託料から含めて特にこの新型インフルエンザの接種委託料の減と助成金、この減となった理由というのをお聞かせいただきたいと思えます。そんなに計画的に離れている、いわゆるしなかったという人は恐らくいないというふうに額を設定したと思うんですけども、結果的にこれだけ減ったということをお聞かせください。

○議長（我妻弘国君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君）　新型インフルエンザの関係ですが、今お話ありましたように接種委託料で1,480万9,000円の減。それから負担金補助及び交付金のほうで2,476万2,000円。負担金補助及び交付金については、郡内の委託医療機関以外の償還払いの部分だったんですが、この部分は結構少なくて、ほとんどは町内とか郡内の医療機関で受けた委託料がほとんどでありました。先ほど財政課長から説明があったように、12月がピークで、1月に入ってか

らはほとんど蔓延しなかったということでございます。一番大きい理由としてはそういうこととなります。それから、当初はかなり感染が広がるんじゃないかということで80%の接種率を想定していたこと。それからご承知のとおり、ワクチンの接種回数が1歳から小学校6年生までは2回だったんですが、ほかは1回になったということです。それから感染、罹患してワクチン接種の必要がなくなった人がふえたということで、特に小中学生の約4割がもう感染してしまったと。そういうことなので、そちらはもう必要がなくなったということ。4割というのは結構多い人数になります。あと実際にワクチンが必要だった11月、12月なんですが、この時期に特に県のほうで病院のほうにワクチンを出さなかったんです。そういうことで、患者は多かったんですがワクチンが少なかったということ。優先接種もいつからいつまでは小学生とか、そういうふうに分けられていたものですから、できなかったという、そういった要因もございまして。トータルしてかなりの金額が残ってしまったというふうな内容になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） はい、わかりました。あと、この検診というのを受ける人が意外と少ないのかなど。必ず残が出るということでは。子宮がん検診、それから乳がん検診委託料が288万円。こういった検診のピーアールをうまくやって、受けるようにということで、今後も呼びかけをしていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に47ページの教育費から57ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 51ページの教育費の小学校費の中の扶助費です。最終的に各学校の就学援助受給者はどのくらいになったんでしょうか。人数と全校児童に占める割合がわかれば教えてください。中学校のほうもお願いします。

それから53ページの中学校費の使用料及び賃借料の中の宮城県仙南総合プール使用料が7万8,000円のマイナスとなっておりますが、最終的に幾らかかって、生徒一人当たりは、全部きちんと入ったとすると何回入ったことになるのか、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず扶助費関係です。学校ごとの人数と割合ということで、主要保護の認定者数ですが、船岡小学校が33名で5.56%になります。それから槻木小学校が40名で7.04%、柴田小学校が4名で5.47%、船迫小学校が52名で11.37%、西住小学校が1名で1.16%、東船岡小学校が30名で8.26%、小学校の計は160名で7.47%になっております。それから中学校ですが、船岡中学校が38名で8.10%、槻木中学校が18名で6.06%、船迫中学校が32名で12.85%、中学校の合計が88人で8.66%となっております。

船岡中学校の水球プールの使用料ですが、当初21万6,000円の予算を計上しておりまして、実質13万8,000円の支出でございました。そのために7万8,000円の減額補正ということになっておりますが、利用回数まではちょっと調べておりませんでしたので、後で回数については報告したいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問をどうぞ。白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 扶助費について、年度がかわって実際にはこれよりもふえていますか。4月、5月で。もしわかれば、どんな状況になっているのかちょっと心配だったものですからお聞きします。

それからプールのほうですが、そうしますと今までの管理運営費というか、水道料とかと考えると、どのくらい町の負担とすればふえたのか減ったのか。実際にはバスのことからトータルで見なくちゃいけないんですが、それを計算しているんでしょうか。全体で見るとどうだったのかということ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 扶助費につきましては、当初は前年並みだと思っています。ただ今後、毎年4月以降でふえてまいりますので、その分の予算は確保していきたいというふうに思っております。

それから、プール使用関係なんですけれども、電気料それから水道料等を考えれば、これまで学校のプールを使っていた場合よりもずっと減額になっているというふうに見ております。ただ、正確な金額については出しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、はい。白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） プールについては今後ほかの学校が使うということも考えられるかと思うので、きちんと分析をしておいていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） なしと認めます。

これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度柴田町  
国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険税、国県支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるものでございます。歳出につきましては保険給付費等の確定によるものでございます。歳入歳出とも1億3,655万8,000円を増額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ39億7,387万3,000円とするものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは詳細についてご説明いたします。

67ページをお開き願います。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,655万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,387万3,000円とするものでございます。

72ページをお開き願います。

まず歳入でございます。主に国保税の収入実績と、国県支出金等の交付額の決定等に伴う収入増によるものでございますので、主なものについてのみ説明を申し上げます。

72ページと73ページにわたりますが、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税補正額3,424万円の増でございます。その下になります、目の2退職被保険者等国民健康保険税ですが、1,225万7,000円の増となります。

次のページです。

合計補正額合わせまして4,649万7,000円の増額補正で、これは収入実績によるものでございます。

それから1番下の下段の表になります。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金補正額1億6,491万2,000円の増でございます。療養給付費等負担金から老人保健医療費分までそれぞれ決定見込みによる増額補正でございます。

次のページをお願いします。

同じく款3、項2国庫補助金、目1財政調整交付金2,357万1,000円の増でございます。節1の普通調整交付金2,360万4,000円の増でございます。財政調整交付金から老人保健医療費拠出金財政調整交付金まで、それぞれ決定見込みによる増額補正となります。節の2は特別調整交付金3万3,000円の減となります。

真ん中の表です。款4療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、いわゆる支払基金からの交付金となります。3,125万7,000円の減。現年度分3,125万6,000円の減、これは退職者医療給付費の伸びが低かったということで減額ということになります。

款6県支出金、項2県補助金でございます。目1財政調整交付金、県のルール分で7%分になりますが、3,122万3,000円の増額になります。1号交付金のほうは、いわゆる療養給付費の負担分でございますが3,597万1,000の増でございます。

次のページになります。

2号交付金。こちらは医療費の適正化事業に対する県の交付金ですが、これは474万8,000円の減額補正となります。

それから1番下の段の表になります。款9の繰入金でございます。目1財政調整基金繰入金1億円の減でございます。これについては国県補助金等の収入増に伴いまして、今回減額の補正というふうになります。それに伴いまして、3月末現在の基金残高でございますが、今回1億円の取崩しをしなかったということで、1億5,178万3,429円となります。

77ページをお開き願います。

3の歳出になります。これにつきましてもほとんどの交付額、補助金等の決定によるものと、事業実績に伴う増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費、節9の旅費から、目3医療費適正化特別対策事業費、節の13の委託料まで、それぞれ支出確定による減額補正となります。補正額はトータルで123万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

款2保険給付費、項1の療養諸費でございます。目1一般被保険者療養給付費2億2,656万2,000円の増でございます。これにつきましては国県支出金等の収入増分を給付費のほうに充当させていただきました。それから目2の退職被保険者等療養給付費分ですが、4,792万8,000円の減でございます。これは確定見込みによる減額補正でございます。

次のページになります。

真ん中の表です。款2の保険給付費、項2の高額療養費、目1一般分です。1,473万5,000円の減。目2の退職者分ですが1,475万2,000円の減。トータルで2,948万7,000円の減額です。これは確定見込みによるものでございます。

次のページをお開きください。

一番下の表になります。款8の保健事業、目1特定健康診査等事業費745万9,000円の減でございます。特定健診の関係です。需用費から14の使用料及び賃借料まで、それぞれ確定見込みによる減額補正でございます。

21年度の特定健診の実績ですが、簡単にご説明をさせていただきます。

特定健診のほうですが、対象者数6,995人。受診者2,779名。受診率が39.7%でございます。目標値が50%でしたので、目標達成ということまではいきませんでした。

保健指導のほうです。要指導者は556名にのぼりました。そのうち参加していただいた方が

66名です。実施率は12%でございます。去年は11%でした。保健指導のほうの目標率は30%で、これも高いわけなんですけど達成することはできませんでした。一応内容をご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 78ページです。款1総務費、項3運営協議会費の目1補正額が20万円。この区分の1の報酬で13万円の減額ということなんですけれども、これが運営委員の報酬ということで、こういうのはもう固定費のような感じかなというふうに思ったんですが、減額になっているという理由をちょっと解説をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 国保運営委員会です。国民健康保険の予算とか実績等の審査とかいろいろとしていただいているんですが、年間3回を予定してございました。これが2回だったということで、1回取りやめたということで回数の減でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質疑よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 退職者医療費分ということで、歳入では…

○議長（我妻弘国君） 済みません、どこですか。ページ数を。

○11番（大坂三男君） 歳入では74ページです、歳出では78ページのところにあるんですが、これはいずれも歳入歳出ともに、予算よりも結構大きな割合で減額になっているんですが、その理由をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 退職者関係です。今お話しあったように大きく減額しているわけなんですけど、一つの理由としては退職者、該当者が20年度は948人だったのが、21年度については880人ということで、まず人数が少なくなっております。それから一番大きいのは、退職者の医療費の支払いがかなり少なかったということでございます。前年度と比較しますと、毎月の支出額が大体30%から40%くらい前年より医療費支払いが落ちておりましたので、そういうことで総体的に医療給付費が下がったという内容になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 退職者医療制度と申しますか、その対象者になる人というのは、当然退職された方で、これは自動的に、本人が気がつかなくてもこちらのほうに振り分けられるということだと思っておりますが、それと、永遠に退職者は退職者の医療制度の中に入って行くかどうか。それと支払いが少なくて済んだと、医療費がかからなかったということなんですが、どんどん医療費がふえている一方の中で、これだけが少なくなっていくというのは何か理由があるのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 退職者医療につきましては詳しく説明すればよかったんですが、簡単に言いますと20年度から後期高齢者医療が始まりました。その時に20年の4月からなんですが、後期高齢者医療制度が始まる前までは退職者につきましては捉え方が60歳から69歳まで、いわゆる10歳刻みです。後期高齢者が始まってからは、対象年齢が60歳から64歳ということで、約半分になってございます。21年度については支払いも大分落ち着いてきたんですが、20年度の当初何カ月かは、10歳刻みということもありまして、大分支払いが多かったということもございます。その予算の計上自体を、もう少し見越して低く見積もって当初予算を組めばよかったんですが、よそよりも多かったということで今回減額幅が多くなってございます。これからは大体この支出額2億1,000万円くらいで推移するのかなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。はい、再質問どうぞ。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 済みません、参考までに。この退職者医療制度の対象者になるというのは自動的に、本人は知らなくてもこちらのほうに組み込まれるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） はい、60歳から64歳まででございますので、その時点でこちらから通知するようになります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度柴田町  
公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、汚水管理費、公共下水道建設費、流域下水道費のうち、工事請負費などの確定に伴い、273万8,000円の減額補正を行うものでございます。

この補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは87ページをお願いいたします。

平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。第1条であります。歳入歳出の総額からそれぞれ273万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億2,295万円とするものです。

90ページをお願いいたします。

2の歳入であります。款4、項1、目1他会計繰入金273万8,000円の減額であります。一

般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

91ページをお願いいたします。

3. 歳出です。

款1、項1、目2 汚水管理費42万7,000円の増額であります。これにつきましては節11需用費から節19負担金補助及び交付金までは、それぞれ額の確定に伴う減額補正です。節27公課費110万円の増額であります。これにつきましては平成20年度消費税及び地方消費税の確定申告分に対しまして補正を行ったものであります。

款2、項1、目1 公共下水道建設費279万5,000円の減額補正です。これにつきましては節15工事請負費の汚水枝線舗装復旧工事の額の確定に伴う減額補正ですが、請負差額によるものです。

款3、項1、目1 流域下水道費37万円の減額です。これにつきましては節19の負担金補助及び交付金の流域下水道事業受益者負担金の確定に伴う減額補正です。

92ページをお開きください。

款4、項1、目1の公債費の元金であります。財源の組み替えでございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 今回は歳出のマイナス分を、いわば歳入のほうも一般会計繰入金からのマイナスにすると。ページで言うと90ページですか。歳入のところの一般会計繰入金273万8,000円マイナスということなんですけれども。確認したいのは、一般会計からの繰入金を減らすということは、きょうの日程の一番最初の一般会計の補正予算の審議はもう終わりましたけれども、一般会計のほうからすれば、各種特別会計への繰り出しが減ったという数字がどこかに表れているんですか。ちょっと念のために確認したいんですけれども。ほかの特別会計なんかも見てみると、場合によっては一般会計からの繰り入れを減らすという措置がされると、その場合に一般会計のほうの処理というのは特別会計への繰り出しが減るというのが、どこに数字として表れてきたのか確認したい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 戻りますが45ページになります。下の表、土木費、都市計画費、公共下水道費で、その金額273万8,000円の繰出分をここで減額しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁でわかったんですけども、一般会計のところ例えば特別会計への繰り出しという一つの項目というのは、そういえばないわけですね。今のような項目の中で出てくると。私も一通りもう一回見直して、特別にそういうのが出ていないものですかからあれでしたけれども。わかりました。

○議長（我妻弘国君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

ただいまから休憩に入ります

11時20分再開いたします。

午前11時08分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度柴田町  
介護保険特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第4号専決処分の承認を求めることに

についての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険料、県支出金などの決定によるもので、2,698万4,000円を増額補正するものでございます。歳出につきましては総務費、地域支援事業費の確定によるもので、歳入補正額と同額の2,698万4,000円を増額補正するものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは議案第4号、平成21年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について補足説明いたします。

97ページをごらんください。

今回の補正については、事業の決定や保険料及び補助金の確定により、歳入歳出それぞれ2,698万4,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ18億5,198万3,000円とするものです。

歳入についてご説明申し上げます。101ページをごらんください。

款1 保険料2,327万4,000円の増額は、65歳以上の第1号被保険者の保険料の確定見込み分を計上しております。

款3 使用料及び手数料の増額4万5,000円は、督促手数料の確定分となります。

次の款6 県支出金の334万円は、国の介護基盤緊急整備特別対策事業を受け、5月31日に開所いたしました「グループホームつくし」の施設開設準備経費の補助金を4カ月分計上するものです。

款7 財産収入から次のページ款10 諸収入の増減については、いずれも確定による補正となります。

次に歳出について説明いたします。103ページをごらんください。

款1、項1 総務管理費の331万1,000円については、事業の確定により増額するものです。

節19 負担金補助及び交付金334万円は、歳入で説明いたしました「グループホームつくし」の開設準備経費を補助金として交付するものです。

款1、項3 介護認定費は事業の確定となります。21年度の申請状況ですが、新規346件、更

新1,169件、合わせて1,515件が介護認定手続を、21年度はとらせていただきました。

款4、項1介護予防事業費の7万円。

次ページ104ページをごらんください。

款4、項2包括的支援事業の11万円の減額は、事業の確定により減額となります。

次に款5、項1基金積立金の19万2,000円は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の積立による利子を積み立てるものです。その結果、年度末の各基金の現在残高は、介護給付費準備基金1億6,325万4,009円となります。また介護従事者処遇改善臨時特例基金566万2,436円となります。

105ページをごらんください。

款8、項1予備費、今回の増額補正2,366万1,000円を整理しておりますが、これは国、県、町の負担ルールに基づき9月の補正予算で精算することになります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 104ページの一番下なのですが、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子積立金ということになってはいますが、この基金についてちょっと説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） はい、お答えいたします。

今回21年から23年にかけて介護従事者の報酬が少ない、低いということで、3%の国からの補助を交付金という形で受けております。介護従事者の報酬3%アップ分をここでみているというような措置です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はいどうぞ。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） それでもって介護従事者の待遇が多少改善されるという制度だとは思いますが、実際これで町内の従事者にどのぐらいの金額が支給されたのかというか、補助されたといいますか、わかればお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。

現実的には各介護事業所における給付額という、給付金という形で、介護サービス料の中

で精算されております。現実的に聞いてみますと、なかなか加点できる点数の資格を具備するまでの介護従事者の資格要件を揃えていないところがあるということで、満額のような形で3%そのものをいただけないというようなことも現実的にはあるというふうに聞いております。ただ、一時金的に、給料じゃなくて期末手当とかボーナスというような形での支給はされているというのは、情報的にいただいています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 一時聞いたことのある話では、実際従事者じゃなくて事業者が取っちゃって、従事者にわたる部分が少ないというふうな話も聞いたことがあるんですが、そういうことのないように、町は何か指導なりをやっているのかどうか。そして実際事業所はということじゃなくて従事者にわたっているのかどうか、確認がとれていますでしょうか。もしそういうことであれば、今後ともずっと指導をきちっとしていただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） この件については各事業所の会議等を開催しまして、逐次この処遇改善、そしていろいろな地域ケアのネットワークの会議などにおいても、介護従事者のケアマネさん初めそういうような方々に、实际的に処遇改善についての事業所等の対策等を直に聞いて、改善に向けて努力していただくような形ではお話ししております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度柴田町

## 後期高齢者医療特別会計補正予算)

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第5号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定見込みによるものであり、歳入歳出とも198万7,000円を増額補正するものでございます。これにより補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2億7,153万5,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは補足説明をいたします。111ページをお開きください。

第1条関係です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ198万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,153万5,000円とするものでございます。

114ページをお開きください。

歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料補正額95万5,000円の減。目2普通徴収保険料294万2,000円の増。合計198万7,000円の増額補正でございます。これは現年分の保険料収入の確定見込みによる補正でございます。

次に歳出でございます。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金198万7,000円の増で、いわゆる歳入増分の198万7,000円を広域連合へ納付するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

---

日程第7 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第6号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方自治法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行い同日付で専決処分したものであります。改正の主な内容は、扶養親族申告書の規定を新設したこと。給与からの特別徴収分に加えることができる所得割額を見直したこと。たばこ率の引き上げの改正であります。

以上、条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは詳細につきまして補足説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が公布・施行されましたので、今回、町税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認をお願いするものであります。

今回の改正の主な点についてご説明いたします。

まず、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書の規定が新設されました。これは地方税法第317条の3の2、及び第317条の3の3が新設されたことに伴う改正で、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとしたものです。

次に、個人住民税の公的年金からの特別徴収について、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、給与から特別徴収ができるようにするものです。

また、町たばこ税につきましては、旧3級品以外の製造たばこ1,000本につき3,298円を4,618円に、旧3級品の製造たばこ1,000本につき1,564円を2,190円に引き上げるものです。国、地方を合わせた旧3級品以外の製造たばこは、一本当たり3円50銭の税率の引き上げとなります。

それでは、議案書の119ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は地方税法等の改正に伴う項ずれや号ずれによる改正が含まれておりますので、主要な改正条文等について説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず19条ですが、延滞金の算定に関する条文です。地方税法第321条の8が改正され、法人町民税の申告納付関係の条文が整理されたことによる項の削除及び項ずれに伴う改正です。

第2号及び次のページの第3号につきましても、項の削除、項ずれに伴う改正です。

次に第31条第3項は、法人の均等割の税率についてですが、地方税法第312条第3項が改正されたことによる号の削除及び号ずれに伴う改正です。

次に第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、及び122ページの第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてです。地方税法第317条の3の2、及び3の3の新設により、新たに設けられたものです。今後、満16歳未満の年少扶養控除が廃止となるわけですが、個人住民税独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられています。非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられてい

るため、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握することが必要となってきます。そこで所得税の扶養控除等申告書と同様に住民税の扶養親族申告書についても必要事項を記載し、給与支払者または公的年金等の支払者を經由して、町長に提出しなければならないというものです。

次に123ページをお開きください。

第44条は給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についてです。これまで65歳未満で公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収制度の対象となりませんでした。が、公的年金等の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額に加算し、給与から特別徴収による徴収ができるよう、平成20年度以前の形に戻すというものです。

次のページをお開きください。

第4項につきましては新たに項を加えるもので、65才以上の年金受給者について第2項を読み替えるものです。給与からの特別徴収には公的年金等に係る所得割額を加えることができないというものです。

第45条は文言の整理と第44条で項が追加されたことによる項ずれに伴う改正です。

次のページ。48条の第1項から次のページ第4項までは、地方税法第321条の8の項の削除及び項ずれに伴う改正です。第6項につきましては、法人税法第2条の号ずれに伴う改正です。

127ページをお開きください。

第50条は地方税法第321条の8の項の削除及び項ずれに伴う改正です。

次のページ、第51条は第2項、第1号中、「連結法人税額の課税標準の算定期間」を削除するものです。

第54条第6項は、地方自治法の改正により地方開発事業団が廃止になることに伴う改正で、次のページ、7項は施行規則の条ずれに伴う改正であります。

第95条は、たばこ税の税率を引き上げるもので、セブンスターやハイライトなど旧3級品以外のたばこは1,000本につき3,298円を4,618円に改正するものであります。

次に附則になります。

第15条の読替規定ですが、地方税法附則第31条の2の規定が削除されることに伴い削除されるものです。第15条は号番号の変更になります。

第16条の2は旧3級品のたばこ税の税率を引き上げるもので、1,000本につき1,564円を

2,190円に引き上げるものです。

第19条は読替規定ですが、地方税法附則第15条の項の削除、項ずれに伴う改正です。

131ページをお開きください。

第23条の3は非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例ですが、地方税法附則第35条の3の2の新設に対応した規定です。これは個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年以降、上場株式等に係る税率が本則税率になることに対応して、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等については、毎年新規投資額で100万円を上限として非課税とするものです。

次に132ページ、第24条の4。それから134ページの第24条の5は条約適用利子等及び条約適用配当等、保険料に係る個人の町民税の課税の特例ですが、引用法律であります租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する条例の法律名が変更になったことに伴う改正であります。

135ページをお開きください。

附則ですが、施行期日です。この条例は第1条は施行期日を定めたもので、それぞれの規定は各号に定める日から施行することとしております。

第2条は町民税に関する経過措置です。第1項は原則として改正後の規定は平成22年度以後の住民税に適用するというものです。

第2項、第3項については扶養親族申告書に係る規定で、平成23年1月1日以後に提出された場合に適用になるというものです。

第4項は所得税法における年金受給者の扶養親族申告書についての読替規定です。第36条の3の3、第2項で、前年に提出された申告書と比較する旨規定していますが、平成23年度の場合、前年の申告書は従前の制度によるものであるための読替規定です。

第5項は平成22年度の住民税について、公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳未満の方について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を給与からの特別徴収に含めるか、含めないかを、平成22年4月30日まで申し出ればよいというものです。

第6項は非課税口座内上場株式等の規定は平成25年度以後の住民税に適用するというものです。

第7項は法人町民税に関する規定で、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人町民税について、適用するというものです。

第8項は法人の解散に関する改正後の規定は、平成22年10月1日以後に解散する場合の法人町民税について適用するというものです。

第3条は固定資産税に関する経過措置です。第1項改正後の規定は、平成22年度以後の固定資産税に適用するというものです。

第4条は町たばこ税に関する経過措置です。第1項は平成22年10月1日以前の町たばこ税は、従前の例によるというものです。

第2項は平成22年10月1日以前に売渡しや消費等が行われた製造たばこを、平成22年10月1日に販売するため、所持する卸売業者等に対し、手持ち品課税を行うというものです。税率は新税率、新しい税率と旧税率の差額となります。旧3級品以外のたばこは1,000本につき1,320円。それから旧3級品につきましては1,000本につき626円となります。

第3項は手持ち品課税の対象となるものは、申告書を平成22年10月1日から起算して1カ月以内に提出しなければならないというものです。

第4項は手持ち品課税に係る税金を平成23年3月31日までに納付しなければならないというものです。

第5項は手持ち品課税の場合も延滞金や課税標準、申告納付等の手続は通常の課税の場合と同様であるというものです。

第6項は手持ち品課税された製造たばこが返還された場合の還付について記述してあります。

次、第5条は都市計画税に関する経過措置です。改正後の規定は平成20年度以後の都市計画税に適用するというものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議くださるようお願い申し上げます。以上です。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今回の地方税法改正によるということで、読んでみても、平たく言うと、いわゆる税金が上がってくるというか、高くなるのか安くなるのかという感覚的なところからわからないんです。実際それはどういうふうに、新しい条項を設けられたものもあるので、我々生活するものにとって、税金が高くなるのか安くなるのかといったところがわかれば、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） ただいま水戸議員からありました質問に対してですが、今回、専決処分で報告しました内容について、町のたばこ税につきましては間違いなく税率が上がりますので、たばこを吸われる方に対しては増税ということになります。そのほかの改正につきましては、ほとんどが地方税法の改正に伴う改正ですので、改めて町民の方の税金に影響する改正ではございません。ただ今後、扶養控除とか子ども手当の関係で、扶養手当の控除とかが変更になりますので、その辺で若干変更になると思いますけれども、今のところ額については把握しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

**日程第8 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（柴田町国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例）**

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例

の一部改正を行い、同日付で専決処分したものであります。

改正の主な内容は、平成22年度課税から基礎課税額の限度額を47万円から50万円に。後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から13万円にしたこと。特例対象被保険者等に係る課税の特例を新設したこと。国民健康保険税の減免に係る期限延長についての改正であります。

以上、条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは詳細につきまして補足説明をいたします。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が公布・施行されましたので、今回、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認を求めますのであります。

143ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

今回の改正は、厳しい経済情勢が続く中、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図るため、国民健康保険税のうち基礎課税額に係る課税限度額を3万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円、それぞれ引き上げるものです。さらに解雇等により急に職を失った方については、国民健康保険税が前年所得に基づき賦課されるため、負担が過重となる場合があることから、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算出することにより、負担軽減を図ることとしたものであります。

第2条課税についてであります。基礎課税額に係る課税限度額を、現行の47万円から3万円引き上げて、50万円。また後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の12万円から1万円引き上げて13万円にするものです。

次に第23条減額についてですが、第2条で課税限度額を改正したことに伴うものです。

144ページをお開きください。

第1号から第3号ですが、引用条項の項の削除による番号表記の変更と基準額を30万円と明記したものです。

第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例です。

地方税法第703条の5の2の新設に対応した規定であります。国民健康保険の被保険者が、解雇等非自発的な理由により急に職を失った場合、国民健康保険税が前年の所得に基づき課税されるために、負担が過重となる場合があることから、失業してからおおむね2年の間、前年の給与所得を100分の30に相当する額として算定し、負担の軽減を図るものであります。

145ページをお開きください。

第24条の2は特例対象被保険者等に係る申告についてです。特例対象被保険者に該当する場合は、指定された申告書に必要な事項を記載し、雇用保険受給資格者証等を添えて町長に提出しなければならないというものです。

次に附則であります。

第2項ですが、次のページ。引用条項の番号表記の変更で、地方税法第705条の5第2項が削除になり、第1項のみの規定になったための改正であります。

第7項は字句の修正です。

第13項と147ページにあります14項は引用条例の名称が変更になったことに伴う改正であります。

148ページをお開きください。

第15項は平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例です。会社の健康保険被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国民健康保険に加入した場合は、申請により最長2年間の国民健康保険税の減免措置を講じてきましたが、平成22年4月1日から適用期間を2年間から当分の間に変更し、期限を延長するというものであります。

附則としまして、施行期日は平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び14項の改正規定については、平成22年6月1日から施行するというものです。

第2項は適用区分を定めており、改正後の規定は平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

ただいまから休憩に入ります。

再開は午後1時であります。

〔午前11時58分 16番 大沼惇義君 退場〕

午前11時58分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、先に白内議員に対する答弁を保留しておりました件について教育総務課長から報告いたします。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 白内議員から質問のありました船岡中学校の県仙南総合プールの利用状況について答弁させていただきたいと思います。

プールの利用につきましては、1回2時間ということで利用しておりますが、1年生は7回利用いたしまして、延べ人数で420人の利用でございました。2年生は10回利用し、延べ人数で600人となります。3年生につきましては水泳の授業はやっておりません。

それから、記録会を2回予定しておりましたが、新型インフルエンザの影響で1回のみ開催し、150人が参加しております。

また、水泳部の部活動では50回利用いたしまして、延べ人数で700人が利用しているというような状況でございます。

なお、学校の話では総合プールになりましてから水泳の授業を受ける生徒がふえているというようなお話でございました。

以上です。よろしく願いいたします。

---

日程第9 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等  
に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第8号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第8号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合についても育児休業等の承認を可能とするなど、関係する条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 議案書の149ページになります。

議案第8号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成22年6月4日提出の町長名でございます。

まず初めに、今回の条例制定の趣旨について若干申し上げたいと思います。

町長も先ほど若干述べましたが、少子化対策の観点から近々の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年6月30日から施行されることになりました。これを受けまして、国家公務員、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が同日に施行されることから、各地方公共団体においても同時に改正、施行するものというふうになってございます。この法律に基づく目的、趣旨でございますが、父親も子育てができる働き方の実現ということになってございます。

それでは議案書に基づき説明させていただきたいと思います。

改正前の育児休業をすることができない職員ということで、第2条、第1項、第1号と第2号の削除ということになります。これにつきましては上位法に基づき規定されているため、上位法に基づくということでございますので、条例から削除するというふうにご理解願いたいと思います。上位法優先ということになります。

それから次に5号、6号の削除でございます。5号につきましては、配偶者が育児休業を取得していた場合、奥さんが育児休業を取得していた場合、職員は育児休業を取ることができない規定でございましたが、それを削除し、父母ともに育児休業を取得することができるようにするものでございます。当然、奥さんが勤めていて旦那さんが家事をしているという場合もありますので、それも同じというふうな考え方をお願いしたいと思います。

6号でございます。配偶者が専業主婦の場合、主婦は女性でも男性でも専業主婦ということでございますが、職員は育児休業が取れませんでした。6号を削除することで配偶者が専業主婦であっても職員は育児休業が取れ、二人で育児ができるようにするものでございます。

次ページをお願いします。

表の左側であります。改正後の第2条に育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間、及び3条育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情でございますが、育児休業は3歳に達するまで取れるものでございますが、ただし書で育児休業に当たらないものを規定しております。一つには先ほどもお話ししましたが、2条に期間を定めております。当たらない期間。もう一つが特別の事情ということでございます。

いずれも条例で規定することになってございますので、ここで規定しているものでございます。

第2条の2は期間を定めるものであり、産後57日は別規定で特別休暇が与えられておりますので、育児休業から除外するものでございます。

第3条の特別の事情でございますが、これにつきましては第1号から第5号まででございますが、第4号の改正となっております。第4号の改正は当該職員の配偶者に限定していたものを、父母が等しく育児休業が取れることから、当該職員の配偶者の文言を削除して、育児休業等計画書の事前申し出により、子供が3歳に達するまで再度育児休業が取れるということを記述してございます。

151ページになりますが、第5条でございます。

育児休業の承認の取消事由でございます。改正前の第5条第1項第1号を削除ということになります。第2号を、改正後で第5条第1項とするものでございます。第1号の削除でございますが、専業主婦である場合は育児休業が取り消される規定でございましたが、これを削除いたしまして、配偶者が専業主婦になっても、働いていて途中から専業主婦になりましたということになっても、職員は育児休業が取れるものとするものでございます。

第9条、育児短時間勤務をすることができない職員から153ページにわたりますが、第18条部分休業の承認までは、前段階でご説明いたしました育児休業と同じく、父も母もともに育児短時間勤務を取得することができるよう改正するものでございます。

151ページにお戻り願いたいと思います。

改正前の第9条育児短時間勤務をすることができない職員第1号、第2号は、上位法に規定があるため削除するものであり、第5号につきましては配偶者が育児休業を取得していた場合は、職員は育児短時間勤務を取ることができない規定でございました。これを削除して、職員は育児短時間勤務を取得することができるようにするものでございます。

6号につきましては先ほどと同じでございます。配偶者が専業主婦の場合は育児短時間勤務が取れませんでした。6号を削除することで配偶者が専業主婦であっても職員は育児短時間勤務が取れ、二人で育児ができるようにするものでございます。

第10条第1項第1号、育児短時間勤務の定義を加えるものでございます。

次ページの中段になります。

第5号でございます。第5号は当該職員の配偶者に限定していたものを、父母が等しく育児短時間勤務を取れることから、当該職員の配偶者の文言を削除して、二人で取れるということに改めるものでございます。

次に改正前の第13条第1項第1号の削除でございます。父母のどちらかが養育することができるようになった場合、育児短時間勤務が取り消される規定でございました。これを削除し、育児短時間勤務が取れるというふうにするものでございます。

153ページの第17条、部分休業をすることができない職員でございますが、改正前の第1号は非常勤職員の短時間勤務であり、これにつきましては非常勤職員については上位法で短時間勤務ができないというふうに規定されていますので、削除するものでございます。

第3号は、配偶者が育児休業を取得していても職員は部分休業が取れることから、削除す

るものでございます。

第4号は、職員が部分休業により養育しようとする時間に配偶者が養育できる場合は部分休業が取れませんよということでしたが、これを削除いたしまして、部分休業も取れるというものにするものでございます。

第2号は法律の17条、これは短時間勤務と、法律の19条、これは部分休業でございますが、これにつきましては、当然でございますが重複できないということを規定しているものでございます。改正後は17条の第1項に定めるものでございます。

第18条でございますが、これは部分休業の定義を加えるものでございます。

次に職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。改正前の第8条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務でございます。改正前の条文中のアンダーラインを引いております太文字部分の削除は、職員の配偶者が子を養育できる場合、職員は早出遅出はできないという条文でしたが、削除することで父母ともに早出遅出勤務ができるものとするものでございます。

154ページになりますが、中段の第2項でございます。介護に係るものでございますが、本条項はその子を養育するとあるものを、当該介護者を介護と読み替えるものでございます。前項と同様に改正前の条文中を削除することによりまして、配偶者が介護できる状態であっても、職員は早出遅出勤務ができるというふうに改正するものでございます。

第8条の3、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございます。改正後第2項は、3歳に満たない子のある職員から請求があった場合、時間外勤務をさせないことを新たに規定するものでございます。

155ページになりますが、改正前の表の左側になります。第2項中の太文字部分2箇所でございますが、これを削除します。職員の配偶者が子を養育できる状態であっても、職員の請求があれば時間外勤務をさせないこととするものでございます。

改正前の同条第3項も前項と同様に、太文字部分を削除することにより育児、介護において、職員の配偶者が養育、介護できる状態であっても、職員の深夜勤務をさせないものとともに、介護する職員について読み替える準用基準でございます。

156ページ、附則でございます。

この条例は平成22年6月30日から施行するというふうになります。

経過措置でございます。第2条育児休業にかかわるもの。第3条は勤務時間、休暇等にかかわるものを定義しておりますが、第3条は公布の日から施行し、第2条は平成22年6月30日までの間に職員から本条例にかかわる申し出があった場合は、施行日以降本規則に基づいた申し出とする経過措置でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第9号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第9号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は職員の給与を支給する場合、法律等で定めがない控除分については地方公務員法第25条第2項の規定により、控除できる内容を条例で規定しなければならないことから、条例の一部改正を行い、給与から控除できるものを定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それではご説明させていただきたいと思います。議案書の157ページになります。

議案第9号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
平成22年6月4日提出の町長名でございます。

本条例の一部改正は、地方自治法第25条第2項で職員の給与は法律または条例により特に定められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないと記述されております。通貨で直接ということでございますが、これにつきましては職員とお話しして、今は口座振込みという形でこれは特に問題ないということで、通貨ではなくて口座振込みにさせていただいているのはご案内のとおりでございます。

法定控除につきましては問題ないのですが、法定外控除は条例で定めなければならないということになってございますので、今回、法に基づき条例の一部改正を行うものでございます。

第6条給料の支給方法第2項の後に、第3項を追加するものでございます。

第3項に、職員に給与を支給する際、町長はその給与から次に掲げるものを控除することができるというふうに規定しています。

第1号、柴田町役場職員互助会の会費及び貸付返済金。第2号、宮城県市町村職員共済組合の貯金及び貸付返済金。第3号、町の指定する団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険等の保険料並びに町が指定する共済事業の共済掛金。第4号、その他職員の福利厚生等で町長が適当と認めるもの。

以上、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

ちなみに、町長につきましては職員の例によるというふうにされてございますので、規定はここでクリアするという考え方です。今までどおりそういった形で法定外控除を行うこととなります。

また、議員の皆様にあつては報酬ということでもありますので、今回の法律には該当しないということで、従来どおりの形で結構だということでございます。

よろしく願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第10号 柴田町非核平和都市宣言について

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第10号柴田町非核平和都市宣言についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町非核平和都市宣言についての提案理由を申し上げます。

広島、長崎への原爆投下から65年、世界で唯一の被爆国としてその悲惨さを語り継いでいくことは私たちの責務であるとともに、核兵器のない平和な社会づくりを訴え続けていかなければなりません。世界は今、核廃絶への大きな転機を迎えております。

昨年4月にオバマ大統領がプラハで核兵器のない平和世界の実現に向けた演説を行い、先月5月には核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用を3つの柱に据える核拡散防止条約、MP Tの再検討会議がニューヨークの国連本部で行われ、核廃絶への機運が高まっております。

このことから、柴田町としても今、世界に向けて非核3原則の堅持と核兵器の廃絶を訴えるとともに、恒久平和の実現を願い、非核平和都市宣言を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 柴田町非核平和都市宣言について、詳細説明をいたします。

宣言の趣旨についてはただいま町長から提案理由で申し上げましたとおりでございます。担当の私からはこれまでの経過と宣言文について申し上げます。

初めに経過ですが、昨年11月20日、柴田母親連絡会ほか7団体から3人の紹介議員を介して、柴田町議会議長あてに非核平和都市宣言に関する請願書の提出があり、平成21年柴田町議会第4回定例会において採択されました。これを受けまして、町では請願書の内容を慎重に検討した結果、核兵器のない平和な社会の実現に向けた非核平和都市宣言は柴田町に必要な取り組みであると考え、今回の議会に提案することにいたしました。なお、宣言文の作成にあたっては請願団体の請願の理由や宣言案を十分に参酌しながら、他自治体の宣言文なども参考に作成いたしました。

それでは議案書の159ページをお開きください。

議案第10号柴田町非核平和都市宣言について。美しく豊かな郷土を守り、人と人との絆を大切にしながら、平和な社会を築くため、次のとおり柴田町非核平和都市とすることを宣言する。

宣言文を朗読いたします。

柴田町非核平和都市宣言。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今なお世界には大量の核兵器が存在し、世界の平和と人類の生存に対して深刻な脅威をもたらしています。

世界で唯一の核被爆国である日本は、広島、長崎の惨禍を繰り返さないためにも、核兵器の廃絶と平和の実現を全世界に訴え続けていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かな郷土を守り、人と人との絆を大切にしながら、平和な社会を築いて、子供たちに伝えていきます。

柴田町は核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとする非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求め、恒久平和の実現を願い、ここに非核平和都市を宣言します。

平成22年6月。本日議決いただきますと10日に。

柴田町。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、柴田町非核平和都市宣についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第11号 平成22年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第11号平成22年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第11号平成22年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費など、やむを得ないものについて補正をするものでございます。補正の主なものは、歳出として国の日本脳炎ワクチン接種への積極的勧奨措置、船岡城址公園整備に伴う委託料などの増額補正を計上しております。その財源として財政調整基金などを充当いたします。また、債務負担行為の追加を併せて行うものでございます。これによります補正額は4,510万7,000円となり、補正後の予算総額は107億1,656万1,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） それでは詳細説明いたします。議案書の161ページになります。

今回の補正は歳入歳出の予算総額にそれぞれ4,510万7,000円を増額し、補正後総額を107億1,656万1,000円とするものです。

164ページをお開きください。

第2表は債務負担の追加を行うものです。選挙業務システムの開発委託を22年度から23年度に計画しており、23年度分の負担について債務負担行為として設定するものです。23年度に150万円の支出を予定しております。

167ページをお開きください。歳入になります。主要事項について説明いたします。

中段、今回の補正財源として款19財政調整基金で4,000万円を手当ていたします。

下の段、款21諸収入、長寿社会づくりソフト事業費交付金338万5,000円は、国の事業採択を受け全額国庫補助となる高齢者の介護事業者への補助金です。介護保険特別会計を通して措置いたします。

168ページ、歳出になります。

款2総務費、目2企画管理費32万2,000円の増額補正は、先ほど説明いたしましたが、本年度、非核平和都市宣言を行うことにしておりますが、その記念式典等に充てる経費となります。目9、消費生活相談費169万2,000円の補正は、県の補助を受け町民相談室を設置する経費になります。1階旧喫煙室を町民相談室として改修致します。この費用については全額県支出金となります。

169ページ。

項4、目1選挙管理委員会費210万円の増額は、債務負担行為補正でも説明いたしましたが、選挙業務システムの新たな構築等に係る経費となります。

170ページ、171ページまでごらんください。

款3民生費、項2児童福祉費で、総額198万1,000円の増額補正を行っております。22年度の施設状況調査で保育所、児童館等の机、いす等の劣化が報告され、危険度も高いと判断したことから、今回、机、いす、備品の更新を行うものです。

171ページ下の段。

款4衛生費の補正は、日本脳炎の予防接種が再開されました。そのための措置になっております。学童等のワクチン接種のための経費を措置しております。

172ページをごらんください。

上段、款6、目3農業振興費で、仮称株式会社仙南青果出資金200万円を計上しております。

す。これは角田市、白石市、大河原町による仙南青果、この3つの公設市場の事業統合が計画されていますが、新たな運営母体に対して関係自治体とJA等が協調して資本出資を行うものです。

現在の仙南青果には、柴田町は150万円を出資しておりますが、欠損補填のための無償減資が計画されており、145万円の償却が行われます。取得価格のつけ替えとなり、残存分5万円は新たな運営母体に引き継がれます。今回の増資後、柴田町の株主拠出額は205万円というふうになります。

173ページをごらんください。

上段、款8土木費、項4、目5、公園緑地費で650万円の増額補正を行っております。船岡城址公園の整備に係る実施設計の補正となります。この事業は公共投資臨時交付金基金を財源とする事業展開を計画しております。実施設計の後、9月補正予算で工事全容をご審議いただくことになると思います。

中段、けやき教室運営委託費41万6,000円の補正措置は、このたび、けやき教室が白石市に移転しました。そのことに伴いその初期整備費用として措置するものです。

以上、主な補正案件の説明となります。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は172ページの農業振興費、青果市場の件でございますけれども、全員協議会で我々には説明ありました、既存の大河原の市場というか会社に、今の説明では150万円あるうち5万円だけ残して、145万円はいわゆる減資ということですね。まずお聞きしたいのは、こういった柴田町が出資等をしている団体等についての減資などを行う場合には、議会の議決などは何も必要ないと、全員協議会の説明だけで終わりということなんでしょうか。

それから、前に私が、解散した観光協会の債権放棄とかサンコアの駐車場代について、町がほかに出資等をしている団体がありますとか、場合によっては債権放棄する危険性があるような団体がありますかと質問した記憶があるんですけども、その時にこの既存の大河原青果ですか、150万円あるものがこういう状況になるというのは想定されていたんでしょうか。これが1点目です。

2点目は、173ページの公園緑地費、館山の整備についての設計委託料ですか。午前中神山

前のことを質問いたしましたけれども、この設計委託料というのは我々素人からすると何ていうか、悪い言葉で言うとふっかけられるという言い方になるんですけれども、どうにでもなるような、設計委託料というのは何かこのある程度建てられる建物等の何割という基準とかはあるのでしょうか。午前中の財政課長の答弁で神山前についてはそれなりの基準に基づいて町は予想を立てて入札等を行ったら思ったよりも安く済んだということがありましたけれども、この船岡城址公園の850万円の委託料というのはどういうような、「650万円」の声あり）650万円ですね。どういう積算根拠になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後3つ目は、173ページの一番下の図書館費ですけれども、4,500万円ちょっとですけれども、これは大体、毎年の維持費というのはこのくらいになるとみていいのでしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 5月26日の全員協議会のほうで今回の市場関係のご説明をしたわけですけれども、今ご質問ありました減資につきましては、実際議会の承認はいらないということで、あくまでも株主総会等で決定するというので、5月24日の取締役会ですか、それから株主会の総会で、減資については承認を得ているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 城址公園というよりも設計のあり方、設計委託料のあり方ということだと思うんですけれども、通常の事業は、国あるいは県のほうで測量設計委託もしくは地質調査、そういうものの県内一覧といいますか、この基準で発注しなさいよという指針があります。それに基づいて担当課は積算をしているということでもあります。

今回の650万円ですけれども、城址公園の実施設計をするわけですけれども、当然平面測量、それから縦横断、そしてブロックの構造物の設計、そしてあそこはちょっとのりが急ですので、地質調査、ボーリングを落とします。そういう設計の合計が650万円という内容でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。図書館の件を生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 図書館の関係で、総体的な数字4,500万円という数字でございますけれども、これにつきましてはほぼ大体、同数の予算で推移していくものと見ております。

- 議長（我妻弘国君） 1点目に戻って補足説明を。農政課長。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 1点目で、サンコアなり観光協会の債権の時にほかにはないかということだったんですけれども、この市場の合併につきましてはことしの2月から合併協議会が開催されまして、その時点ではまだこういう状態になるというのが担当課としてはわからなかったということで、4月に第1回の担当者会議、課長会議がありまして、合併協議会のほうで欠損金を持ち込まないということで合併しましょうということが決まりましたので、5月の26日にも説明しましたように職員の退職引当金の分がどうしても不足するというので、減資せざるを得なかったということでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。舟山 彰君。
- 12番（舟山 彰君） 町としてはこの減資というのは債権放棄というふうに考えていいんですかね。150万円で5万円残して新しい会社のほうに5万円、プラス今回の200万円ということですが、差し引き150万円というのは、いわば出資していたものが回収できないと、債権放棄と受けとめていいのかですね。それから、全員協議会の時もずいぶん今の職員の退職金のことでほかの議員さんから説明あったと思うんですが、大河原とか角田とか白石の、今、勤めている方たちがストレートに新しい会社というか市場のほうに移るんじゃなくて、1回辞めた形にするから退職金がかかると。そこをちょっともう一度だけ、全く新しい人たちを採用するんじゃなくて既存の人たちを一度は辞めたという形にして新しい会社で採用すると。そこで退職金を埋めるためにはどうしてもお金が足りないから、それぞれの市町村に出資してもらっていた分を減資するんだということなのか、そこをちょっと確認したいんですけれども。以上です。
- 議長（我妻弘国君） それだけでよろしいですか。答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 先ほど言いましたように150万円は、昭和49年に船岡市場と大河原の市場が合併しまして、その際に130万円出資しまして、途中で増資しているわけですが、150万円あったということですが、あくまでも株式ですから、債権放棄じゃなくて単純に言えば150万円の持株が5万円になったという形になるかと思えます。そういう意味では債権放棄ということとはちょっと違うのかなというふうに思っております。
- それから職員につきましては、今現在7名いるわけですが、1名の方は1年未満なので、もし会社が今回で一度清算しましょうということであれば、実質6名分の退職金を支払わなくてはいけないわけですが、今回の場合は新設合併ということで、県の指導もあ

りまして仙南に一つ、市場は必要だろうということで、それぞれ3つの卸会社が会社を清算するような形ではなくて、あくまで新設、一緒になって合併しましょうということで事業を継承しましょうというのが基本になっておりまして、協議を進めてきております。その中でお互いに欠損金を持ち込まないということで、赤字は既存の会社できちっと精算して合併しましょうということが約束事になっております。たまたま角田と県南青果だけが職員の退職金、通常は会社側が毎年ある一定の率で積み上げていくわけですがけれども、県南青果の場合は70%程度しか積んでいなかったということで、1,100万円ほど不足するというので、それを出資金の多くを取り崩して充てましょうということになったわけです。職員につきましては今、3つの組合で19名いるわけですがけれども、9月に発足する時には3名ほど辞めたいという方もおりますので、スタートは16名程度でスタートするというので、職員はそのまま引き継ぐという形でスタートすることになっております。将来的には12名体制で運営したいということで、あとは職員の定年なりそういう状況をみながら、最終的には12名ぐらいの体制にしていきたいというのが合併協議会で話し合われている内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） そうすると新しい株式会社仙南青果の社員の方たちというのは、一から退職金というのを計算し直すわけですか。これから新しい会社の社員になるということで、これまでの大河原とか角田とか白石の会社の社員ということでは一旦退職金が精算されるわけなんですか。それで一から今度の新しい株式会社の仙南青果の社員ということで計算するんですかね。事情はわかるんです。3つあったところを1つにするために既存の会社を清算すると。損失金をお互いに持ち込まないためにこういうやりくりをするから、株を持っている柴田町とか白石市とかみんなが減資してくださいという内容はわかるんですけれども、例えばこれを一般町民の方が聞いた時に、どうなんですか。新しい会社の社員になる方は、退職金をもらうんだと、実際に現金としてもらうんじゃないかと、計算上そうだと、それをいわば継続するような形でやっていくというのか。それと結局、私はさつき町が出資と言ったのを、株だから言うなれば経済状況が悪くなって株価が変動します。今までのところはこういう状況で今度新しく合併するからということで、会社がなくなるから株はなくなると考えてくださいと。だから出資とは違うということですね。普通で言えば株の評価損が出るということ。内容は理解をしたんですが、私は債権放棄とは違うと言われたというふうに理解はしますけれども。株の評価損を出したと。一応そういう意味でいいのかということ、最後に

その点を。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 1点目の社員の退職のことなんですけれども、新会社が新設合併ということで、そのまま職員を引き継ぐという前提でございます。そういうことであれば、今回それぞれ3つの会社はなくなるわけなんですけれども、社員の方には当然3名の方は退職して新会社に勤務しないという方については退職金をお支払します。例えば16人が全員新会社に引き継がれるということであれば、退職金を支払わないで、外部積立している分も新会社のお金に積み立てるということでございます。ですから白石さんだけが100%積んでいたものから、白石さんは減資もないんですけれども、角田と県南青果だけが70%しか積んでいないわけです。例えば白石さんも70%でお互いに持ってきましょうということであればいいわけなんですけれども、退職金なわけですからいろいろな規定がありまして、その分はきちっと積み立てて一緒になりましょうということでございます。

それから2点目、今回は投資をしているわけなんですけれども、例えば会社経営というか第3セクターなんかで、町のほうでも原資というか資本金を出している場合、その資本金を取り崩して会社が赤字にならないようにやっている形態があるかと思うんです。その場合には債権放棄とは言いませんので、例えば5,000万円投資していたのが知らないうちに4,000万円になっていたという、そういう形だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 前回、全協でふれたという感じだと受けとめておりますけれども、資料をいただいております。まず重複する分もありますけれども、後継者が不足されたり、生産者が高齢化になったということから、いろいろと市場の関係が浮上してきたわけでございますけれども、問題はそれをわかっていてこのような結果になったような気がするんです。あえて私は200万円の金額の出資関係よりも、事前のものが欠けていたということがあるかと思うんです。例えばこの間の資料を見ましても、厳しい経営を強いられてきたと。その後に公的な役割の中でと書いてあるんです。そしてまた今後、体質強化ということなんです。この体質の強化というのをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（我妻弘国君） はい、今度の新しい市場の体質強化という…はい。

○農政課長（加藤嘉昭君） 確かに今どこの市場でも、中央市場、地方市場とも非常に厳しい経営状況になっているというのは全国的に言われていることでございます。仙南青果につきま

しても昭和49年に発足したわけですけれども、最盛期の一番よかったあたりは売上高13億円程度ありました。平成11年度以降はどんどん落ちてきてまして、現在4億円強ぐらいの売上げということですから、3分の1程度に売上げが落ちているというのが現実でございます。そういう中で合併したからといってどのように変わるのかということでございますが、当然市場というのは大河原も白石も角田も公設市場ということで、それぞれの自治体が開設者になっております。そういうことでは農業生産者の保護はもちろん、消費者の方々に安心な食料を安定して供給するという公な施設ということで捉えられております。そうは言っても経営になりますから、それぞれ厳しいわけですけれども、体質強化というものの一番はコスト削減ということで言えば、先ほど言ったように今19名いる人件費をいかにコンパクトに削減して、経営を好転させたいというのが一番だと思います。それから、市場の役割からすれば、今それぞれ3箇所にあるよりは、今度大河原市場になるわけですけれども、あの位置に仙南のそれぞれ違った特産物が1箇所に集まるということでは、3箇所ばらばらにあるよりは、品揃えとか大きなマーケットなどにこたえられる特産物の品揃えがあるということで認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 流れが逆みたいなんですけれども、きょう10日です。明日は第4回の合併協議会ということで、新会社の資本金、日程関係、役員関係の会議がある日程になっておりますけれども、やっぱり担当課としましても私は大変だと思います。でもこういう話は本会議に、一挙に公的機関というふうな保障されたものみたいにぼっこり出されても、ある程度の協議時間とか質疑時間ですか、そういうものがある場面ですから、逆に言えばもっと先に、例えば昨年の何月でしたか、この話が浮上したんでしょうけれども、今まだ6月ですから、3カ月、4カ月の話の中で厳しくなったから合併しましょうという話を浮上させるほうが逆におかしいと思うんです。そういうことも含めて、もっと出資の200万円の重さ、責任。例えばまた厳しくなれば200万円で済むか400万円になるかわからないですけれども、その辺の見通しも含めて、見通しの面だけちょっとお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 実は今回の3市場の合併につきましては、平成18年に県の指導がありまして、宮城県全体でどこの地方市場の経営が厳しいかということで、県のほうから、仙南につきましては3つの市場が合併して1つになったほうがいいんじゃないかということが

ありまして、平成17年、18年にもこの合併問題について実はいろいろ協議がなされたよう  
でございます。その際にはまともになかったわけですが、その時に出た議事録などを見  
てみますと、1つは今回のように市場は3箇所にしまして卸会社だけ1つにしたほうがいい  
んじゃないかという案もあったようでございます。その時には結果的に、経営は厳しかった  
んですけれどもまともになかったと。今回、県南青果につきましては初めての減資なわけ  
ですが、角田市青果につきましては数年前に一度減資しまして、増資をしているという  
ことで、角田につきましては2回目の減資でまた増資ということで、県南青果よりは角田さ  
んのほうが非常に厳しい経営がずっと以前から続いているということは伺っているところ  
でございます。

今回200万円出資するわけですが、当然町民の税金なわけですから、しっかりした経  
営をやってもらうように、町のほうとしては要請していくようになります。今回たまたま県  
南青果につきましては大河原が拠点になるわけですが、代表取締役社長が非常勤とい  
うことであります。それは角田もでございます。たまたま白石さんは常勤がおりまして、  
非常に経営が厳しく行われていたということで、そういう意味で今回減資がなかったのかな  
と思っております、町のほうでも新しくできる会社の際には非常勤ではなくて経営手腕に  
優れた常勤の社長を置いてほしいということで、強く要請しているところでございます。

そういう意味で、生産者も安心して野菜とかをつくれるような環境、それから消費者も安  
心して地元の新鮮な野菜や特産物、軟弱野菜を食卓に揃えるというような、そういう任務を  
踏まえて期待したいというふうに思っております。町のほうからも今言ったようなことを、  
町長が取締役になっておりますので、そういう会議で大いに意見を述べさせていただきたい  
と思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問を。加藤克明君。

○15番（加藤克明君） やっぱり生産者の本当の立場に立つという、そういうことがまず第一  
条件みたいな、またその市場の経営ですか、その理念というものをもう一度考え直す必要もあ  
るし。生産者が売ろうとしても買う側が値段を決めるんですよ。このぐらいで売りたいと思  
っても売れないんです。その市場の機能というか、そういうものがやっぱり、経営の体質改  
善とかそういうきれいな事じゃなくて、現場のことをよく知ってやっていただかないと。それ  
はやっぱり農協も一緒に、経営または経営の一員としてやっていかななくちゃいけないとい  
うことも含めて、この200万円の投資を、これは税金でございますから、きちっと。また万が一

ということがないように、ぜひ課長のほうからも会議等がありましたらそのようなことをきちっとお話の中に出せるような合併会議を図っていただきたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質問ありませんか。7番広沢 真君。

ちょっとマイクが入っていません。

○7番（広沢 真君） 同じく172ページの仙南青果出資金のことについてなんですが、今の加藤議員の質疑にもありましたけれども、全協で今後のシミュレーションも出されましたけれども、残念ながらそのシミュレーションの中から今後数値として示されているような業績が上がるというような根拠が見えてこなかったということがあるんです。具体的にシミュレーションの中で出された根拠をどのように話し合われているのかというのを伺いたいと思ったんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 確かに正直な話をしますと、私たち担当課長会議でも同じような質問を私がしているということで、大変申し分ないんですけども、たまたま柴田町の場合は、出資はしているんですけども大河原町さんが開設者ということで、実は担当課長なりがそういう市場のいろいろな会議に出る機会がないという状況なんです。正直な話今回初めてこういうことで市場の勉強させていただいたんですけども、あまりわからないというのが私の率直な気持ちでございます。

ただ今回の推計に当たりまして、JAさんが窓口になりましてそれぞれ3つの市場の推計をしたわけですけども、先ほども言いましたように赤字のシミュレーションをするわけにはいかないものですから、当然前より少しでも黒字になれよというシミュレーションをするのは当然なことだというふうに私は思っています。人件費が今19人のやつを16人で、今の給料ベースで、かなり今、恵まれた給料体系ではない中での給料で、職員は16人で推計しております。先ほど言いましたように将来は12名体制にしたいということですので、一番確実なのはいかに人件費を抑制するかということにかかっていると思います。

それから角田と白石さんは市場が遠くなるということで、角田と白石さんの分については売上げを65%なり70%ということで低めに見ております。県南青果については現状と同じような4カ年平均の分を計上していると。そういう意味では今、非常に産直も多くなっているんですけども産直の占める割合はまだまだ生鮮製品の3割程度なんです。実際には専業農家ほど市場を頼って出荷しているということで、特に今のいろいろなスーパーさんなんかは

仙台の中央卸市場から委託で買う量がふえている一方で、逆に地元の朝取りした新鮮な野菜を売りにしたいということで、仙南の市場が一つになることによっていろいろな特産物が1箇所に揃うということがありますので、ある意味で、いい目で見れば、今よりは可能性があるのかなというふうに私は思っております。それはもっと各市町村単位で農家と一緒に連携しながら地元の新鮮な野菜を大手のスーパーなどにも提供できるようなことを考えていけばいいのかなというふうに思っています。中央市場に来るのは、例えば鹿児島なり北海道から来る際には、当然前の日なり2日前の野菜が来るわけですから、大河原市場に出される野菜はほとんどが前の日の夕方かあるいは朝に取ったものが出るわけです。そういうものを売りにして営業活動なり市場の柱がそういう考え方をしっかり持っていけば可能性があるのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。広沢 真君。

○7番（広沢 真君） おっしゃるとおり、専業農家ほど依存度が高いという点では、生産者の立場から考えれば欠かすことのできない施設になっているというふうに思うんです。その中でやっぱり特色を出すというか、ただ持ってきてもらったものを流通させるというだけではなく、お互いに多くの自治体が出資しているという利点を生かして、広域の農業政策を考えるきっかけにするとか、そういうことが必要じゃないかと思うんです。例えば地産地消を考えた場合に、この議会でもさまざまな議論がなされてきていますが、学校給食ひとつとってみても、1日3,000食分の食材を確保するのが大変だということで、なかなか取り入れられない部分があると思うんですが、それをやっぱり広域で、要するに自治体の連携をとりながら、新たなその何というか、一定量の確保やあるいは政策的に作物の種類も含めて作付けをするような、そういう拠点になる必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その部分について議論がなされているのかどうか。そしてなされていなければ、ぜひやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 今、広沢議員さんがおっしゃるような話は、担当課長会議レベルでは、今回七ヶ宿町さんと川崎町さんも新しく入るということで、これまで2町は入っていなかったわけですがけれども、そういう意味で今回の市場は仙南の拠点という位置づけになります。そういう意味で今お話あった学校給食、全町が学校給食を仕入れているわけではないんです。そういうこともありますので、担当者の課長会議なりそれからJAさんとか、連携し

ながら、今おっしゃったようなことを前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問はいいですか。ではほかに。6番佐々木 守君。

○6番（佐々木 守君） 佐々木 守です。172ページ、款6の農林水産業費の中で、町有林の管理費なんですけれども、これに関連してちょっと質問をさせていただきたいと思います。

町有林の管理については、それぞれ町有林を抱えている地域において、町にいろいろ整備なり管理について要望が出されていると思うんですけれども、私が住んでいる西船迫1丁目に6号公園というのがあるんですけれども、この公園の周りが全部町有林なんです。その町有林の中に縄文式古墳があるということで史跡にもなっているわけなんです、その公園の南側が杉林になっているんです。これが伐採とか間伐といいますか、整備が全くされておりませんで、せっかくの公園が全部日陰になっているという状況なんです。したがって、そういう町有林の管理をどのようになされているのか、また6号公園の隣の町有林の今後の間伐なりあるいは整備といいますか、そういうことを考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 町有林につきましては年次計画で間伐などをやっているわけなんですけれども、今議員さんがおっしゃった6号公園周辺ですか、それについてはいつごろ間伐するか、今ちょっと手元に計画表がありませんので、後で調査しまして、状況を確認しまして公園管理の都市建設課のほうとも協議させていただきまして、間伐が必要であれば間伐したいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 現場の状況を確認してからということですね。そういうことです。

再質問どうぞ。佐々木 守君。

○6番（佐々木 守君） ほかの町有林と違いまして町の真ん中にあるんですよ。ですからぜひ現地視察をしていただいて、ご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。4番高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） 後戻りをするようですが、172ページの仙南青果の出資についてお尋ねをしたいと思います。

青果市場というのは町民市民の台所だという観点から言いまして、株式会社に出資することは理解できますけれども、ほかに予定をされている2市6町の新しい株式会社への参加状況といいますか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 仙南2市7町、川崎と七ヶ宿町が今まで3市場に参加していなかったわけですが、今のところ川崎町さんも七ヶ宿町さんも新たに50万円を出資して参加するというので、そういう意味では2市7町すべての町が出資自治体になるということで、今回この6月の議会に、多分うちのほうが一番早いかなと思うんですけども、すべての自治体で補正予算を計上しまして、9月1日の新会社設立までに出資を終えたいということで、話を進めているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） ほかの市町村をちょっと聞きたかったんですが柴田が一番早いということに残念だなと思いましたけれども。

それから関連しまして、今、課長それから加藤議員、広沢議員、いろいろ出ましたけれども、いろいろな状況がある中でもしっかりとこれからの経営計画、柴田町が株主となるということでもありますので、しっかりと事業計画の基に運営をしていただくよう、要望したいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 同じく172ページの仙南青果の出資についてお尋ねいたします。

いろいろ話が出されましたけれども、これから200万円という出資をして、最終的にこういう形でこうなりましたともうただけでは、ちょっと私たち、いいにしろ悪いにしろ議決を出したという責任は持てないという思いがするわけです。ですからこういった形で関与ができるのか、例えば経営に口出しできるとか、経営者をかえろとか、議会の立場としてこういった関与ができるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 今回は出資にあたっての補正予算ということで議会のほうにご提案しているわけですが、新会社ができた場合、議会としては、いろいろな意味での監査とか、そういうことはできないというふうに思っております。町長が株主ということで、取締役会に必ず出席しますので、そういう意味ではこの場で町に対して経営状況はどうなっているとか、そういうお話しはできるのかなということで、直接的に会社にどうのこうのと言える場はないというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を町長お願いします。

○町長（滝口 茂君） 一応、県南青果の取締役という肩書きをいただいておりますので。合併問題ができた時に私はその時に柴田町の合併もありましたので、そう簡単に合併がうまくいくのかなという、取締役の中では悲観的な話をずっとしてきたわけです。その最大なのは、やっぱりまず自分たちで経営が再建できないのかというのが一番でございました。ですけれども、この県南青果の経営者の方々、社員の方々、残念ながら6人では株式会社としての力が出しきれていないというのを感じましたので、随時その取締役会で質問をしたんですが、答えきれていなかったというふうに思っております。一方で、この県南青果は二つの仕事もやっております、委託品についてはそうそう赤字ではないんです。問題は買回り品、要するにスーパーから頼まれて仙台で買ってくるというところが伸び悩んでいる。というのはスーパーの経営環境が大変厳しいということ、それからスーパーのほうも直接農家のほうから新鮮野菜を買うようになってきましたので、そこを解決しないと新たな展望がないのではないかと私は言い続けてきました。実際も、最初のうちは9月までというような話だったんです。9月の議会でというような話だったんですが、それまでいきますと赤字が膨らんでしまうと。今1,100万円ですけれども、これ以上まだまだ赤字が膨らんで、出資した減資では賄いきれなくて、新たに追加の穴埋めのための増資ということも出てきましたので、それではいけないということで私も、会社が大きくなりまして社長も常勤でありますし、ある程度16人体制ということであれば、買回り品の営業にも今度に行けるのではないかなど。そういう点で、今、県南青果、角田がそのままギリ貧状態で倒産するよりは、やっぱりここは新たな組織体制でやったほうが、この買回り品等に営業努力ができるということで、私も取締役会で減資については賛成をしたということでございます。ですけれども先ほど広沢議員がおっしゃったように、これまでのやり方を続けていたのでは環境が変わらないと思います。ですから仙南2市7町での出資となりましたので、新たな市場を活用するようなこと、それについて、もし私が取締役に選ばれるようであれば、議会のこういう雰囲気をもっと伝えてまいりたいというふうに考えております。ですから大いに柴田町の議会で言われたことを私は頭に入れて、経営者として発言をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問をどうぞ。佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） それでは柴田町の議会のほうはかなり疑って見ているぞという雰囲気は、ぜひ伝えていただきたいと思います。

それからもう1点、164ページ、債務負担行為の補正に関して、選挙業務システム導入委託料。これの23年度。私これは1年で終わるのかなと思っていたんですが、何で2年にわたって23年度までかかるのかというふうに思っているんですけども、ちょっとその辺説明をいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 選挙業務システム導入委託料でございます。これにつきましては、今回の参議院選挙のほうで一応テスト稼動と、そしてこの次の3月の県議会議員選挙で完全にシステムを構築するという考え方で2カ年というふうにさせていただきました。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） まず168ページ、下から2番目、消費生活相談費の中の相談室整備改良工事ということで、ここの1階ロビーに多少整備したようでございますが、これに関連して、まず相談室をそういうふうにしたという背景と言いますか、どういう形にしたいかというねらいがあってやったと思うんですが、どういう考えでやったのか、ひとつ伺います。

それと、今の仙南青果のことですが、これについては全員協議会でもずいぶん私の考えを申し上げたので、公共的な施設というか役割なので、本当に万やむを得ない、今までのこういうことに至った経過も、退職金積立がいつの時点からできなくなったのかも報告も多分なかったんじゃないかなと。今になって急に、だめになる直前に自治体に合併したいみたいな、よろしく願いますというようなことでできているので、非常に納得いかない部分もありますし、今後の見通しについても、本当にこういうふうにして、結局具体的なものの提示がやはりすっきりと理解できるようなものもない中で、やはり貴重な税金を使ってまた出資しなくちゃならないということに対しては非常に不満も残っております。柴田町議会、きょう、ずいぶん多くの人からいろいろ注文がついたわけですから、この雰囲気だけは十分に伝えていただいて、今後はやはり取締役として参加するわけですから、向こうの発表を鵜呑みにするだけじゃなくて、やはりその都度きちんとチェックをして、同じことの繰り返しにならないように、ひとつ町長にはお願いしたいと思います。それは私の要望ということでお願いしたいと思います。

相談室の件をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） これは前、喫煙室がございました。4月から職員、議員も含めて健

康のために庁内の喫煙室を廃止いたしました。その後利用を考えた時に、実は町民課なり税務課なり福祉サイドから、やはりクローズした相談室が欲しいという要望がありました。もう1点は、今、第2会議室、2階の町長室脇の小さな部屋を週1回相談室として会議室に使ったり相談室に使ったりしているんですが、それも一緒の部屋に置けないかという相談がありまして、1階の仕切りもそれなりに入っている部屋ですので、そこをクローズした相談と、もう一つは週一回の町民相談という形で、町民が一番入って来やすい、使いやすい場所にもありますので、そこに置こうというふうな決定をしました。その時に実は、相談業務でもしもやるのであれば県の補助金全額補助があるということが判明しましたので、渡りに船ということではないんですが、それだけ条件が整えば、踏み出すのは当然のことじゃないかなというふうに思いまして、それで決定いたしまして、今回の議案上程ということになりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 以前は1階でも2階でも、皆さんが業務をしている中でちょっとしたいす、机を置いてそこでいろいろなプライバシー的なことの相談を受けているような感じがあって、非常に嫌だなあ、感じが悪いなあということもあつたし、相談する方も周りの目が気になってということで、非常にまずいんじゃないかなというふうには思っていたんですが、そういうことをまず解決、解消するためにそういうふうな形になったと思うんですが、そうすると今度は完全にプライバシーというか、隣の部屋に聞こえていくようなことはないということで、もう事務フロアで相談に応じるということはないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） はい、当然そういうふうに。プライバシーを守れるように。一般的な相談はいっぱいありますので、相談業務の中でも恐らく1割くらいだと思うんですけども。そういう相談については完全にそういう形で職員対応していきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。

そのほかにありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） まず最初に、172ページのいわゆる仮称仙南青果について。それから第2点目は167ページの長寿社会づくりソフト事業費交付金、これについてお伺いしたいと思います。

まず仙南青果ですか。今までもお話しに出ましたけれども突然といった形で出されたという経緯があって、新聞報道によると大河原は3割減ったとかということいろいろ載っていました。この合併協議会で今後の経営計画と今後の合併会社の方針とかいうのもあったんですけども、この方針とかこの辺についてなんですけれども、多様化する出荷者、実需者のニーズに対応するとか、4項目ですか。その中の1項目にはかなりコールドチェーンシステムとか一般開放とか載っているけれども、こういうことを決めたのは、いわゆる第3者は入っていないのかと。さっき県のほうは入っているということだったんですが、例えば今、全国的に市場はどんどん斜陽産業になりつつあると言ったら言葉が悪いですけども、取引量は低下していると。そういった中で中央卸売市場から地方卸売市場に転換するということもどんどん出てきていると。そういったことでこの経営基本方針はわかるんですが、これが果たしてどれだけの顔ぶれといたしますか、関係者だけでこういうことをしたのか、よそもやっているからこういう感じでいいのかみたいにやったのか。ちゃんと経営コンサルタントとまではいなくてもそういった感じの人が入ってこういうのを計画したのか、ちょっとそれを1つ。

それからさっき課長が言われたように赤字のシミュレーションをするわけにはいかないということで、どこでもそうですけれども例えば県内だとアクセス鉄道だって利用者がどんどんふえていくという予想でやったけれども、実際はもう全然違うと。いろいろな本四架橋とかあっちのほうの橋でも利用者台数はふえると言いながらも実際はどんどん減っていると。何でもこういう計画と実態は全然かけ離れたほうにいつているというのが現状でありまして、そういったことから聞きたいことは、さっき町長が取締役になったらという話もあったんですが、議会として関与もできないということですが、いわゆる経営状況、半期ごとの報告ということでは文書なりでしていただけるのか。

それに話としては公共的な立場が強いもので、なくすわけにはいかないだろうと私も思います。ただ少子化に伴って取引量も減ってきている。それからスーパーが直接仕入れてくるといったように、社会環境がどんどん変わってきている中で、この基本方針というだけで果たして本当にもっていけるのかどうかということ。この辺を今後どうするのかということも、今ここで課長にそこまで聞いてもどうなのかとは思いますが、そういうことをしっかり見ていただかないと、ついこの前債権放棄とかということもやって、我々議会としても町民に説明する立場にあっては、町当局もそうですが、またか、ということにならない

ように。そういうことで今言ったようなことをちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） もう一つはいいんですか。

○9番（水戸義裕君） もう一つ忘れまして。

この長寿社会づくりソフト、これは確か何とか財団だったかと思うんですけども、これは後の介護保険のほうで出てくるんですけども、まだそこにいく前なんですけれど、実際どういったことをやるのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） それでは、この次の質問の時にはページ数の若いほうからお願いしたいと思います。

○9番（水戸義裕君） 済みません。

○議長（我妻弘国君） その順序で答弁していただきます。

最初の答弁をお願いします。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それではお答えします。

167ページの長寿社会づくりソフト事業というソフト項目については、実は財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業を、内定を受けて実施する事業ということです。主な内容ということは、昨日までの一般質問の中において、平成24年度からの介護保険計画策定のための地域の課題、地域の調査、そういうようなもののアンケート調査、課題調査を行うための費用としてこれを活用したいと考えております。

先日、国のほうから日常生活圏域ニーズ把握の手法をというような指示も来ておりますので、それに応じた調査を行いたいと考えております。具体的にはどういうことかという、今、健康づくりで仙台大学健康福祉学科の学生の皆さんが、地域に行って健康づくり支援をさせていただいております。そういう皆さんの力をいただきまして、分析、集計、そして今後の計画づくりというような形で、一貫的な健康づくりを仙台大学と共同でやっていきたいという事業に展開していきたいというふうに考えている事業です。以上です。

○議長（我妻弘国君） 2点目、農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 何点かありましたけれども、もし答弁漏れがありましたら後でお願いしたいと思います。

1つは合併協議に当たりましてコンサルが入って進めたのかということでございますが、コンサル等が入っていないということで、協議会の会長にはJAの浅野組合長が合併協議会の会長ということで、農協さんがいろいろな事務的なこと、合併に至るまでのいろいろな手続

とか計画とかというのはすべてJAさんのほうで各社長なり商業組合等の意見を取り入れながら、協議会の中でつくっていったということでございます。そういう意味では私たちもそういう機会はないわけですが、先ほども言いましたように各市町の課長たちが集まった中でもJAさんに対しては水戸議員さんがおっしゃったような、こんな計画で本当にいいのかという話は各自治体の担当課長のほうからも言われて、JAさんもいろいろ汗をかきながらつくりあげていったものなのかなというふうに思っております。それには県のほうも入っております。

それから計画につきましては、確かにどこにでもあるような基本方針になっておりますけれども、先ほどもいろいろ各議員さんにご答弁しましたように、赤字にならないように、経営をしっかりとやっていけるように、担当課長レベル、それから町長を介しまして引き続き強く要望していきたいと思っております。

それから毎年毎年の決算等につきましては、恐らく毎年の総会が終わりましたら手元に入りますので、議会のほうから要請があればそのたびに、近い議会等で議員のほうにお示しいたと、そういう方向で取り組みたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 長寿社会のほうはわかりました。

それでコンサルは入っていないで、組合長が確かに協議会の会長ということになっていきます。その中でやってきたということで、その努力は当然認めて、よくやっていただきましたと言いたいところですが、先ほどから聞いていると、退職金の話も出ていましたけれども、人件費を削ることがひいては経営に寄与するんだというふうな印象が話の中ではありました。基本計画がこれだということなんです、やはりこれからの時代に合った経営計画というか、例えば一般開放して、組合の登録した人だけでなくも集客という意味ではね。それこそ本当の市場でやれば産直ということになるんですけども、今までの競りとか相対取引とかだけじゃなくて、一般の人も、例えば朝早くからでも来られるのであれば来ていただいて、そこで売り買いをしてもらおうと。売りはなくても買うということになると思うんですけども。いわゆる人を寄せていくという策も考えないと難しいのかなと。そして今、小売業の方たちがどこの町でも減っているということでは、高齢者向けで、郊外のスーパーには行かないけれども町内の小売屋さんだったら買いに行けると。そういう人たちが減っている中で、やはり市場はそういう小売業の人たちがやってもらわないと、いわゆる高齢者のコンパ

クトシティじゃないけれども歩いて行って生活するためのものが買いに行けるといったことができなくなる可能性も出てくるといった意味では、経営計画をしっかりとやっていく、IT化なり情報を入れるとか、そういうことをどんどんやっていくように、お願いしたいということです。ここではそれしか言えないんでしょうから。

それから今、課長から要請があればということだったんですが、要請がなくてもやっていただきたいというのが私の希望なので、どうかその辺よろしくお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 要望でいいですか。ほかにありませんか。5番安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 一つだけ。168ページです。

企画管理費の委託料、22万2,000円です。「地球のステージ」ということで公演委託料ということで載っていますけれども、委託先の目安はついているのか。それから公演の委託内容がわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） この件につきましては、先ほど柴田町非核平和都市宣言でことしの9月の20日に平和の祭典ということで、この宣言がきょう通れば、共同で平和のイベントを開催したいということで、委託先のほうは、実はNPOなんですけれども「地球のステージ」というところがありまして、そここのところで、当日は3部編成でやるわけなんですけれども、展示ブースそれからセレモニー、そういう中で平和都市宣言の関係も出すんですけれども、3部のイベントの中で地球のステージというものをやりまして、そこでNPOのほうから映像と歌とそして平和の語りと言いますか、そういうものをしていただくというような委託料でございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか

ほかにありませんか。10番森 淑子さん。

○10番（森 淑子君） 170ページから171ページにかけてですが、備品購入費ということで、4つの施設で机といすを買っていますが、これはすべて更新する、新しくなるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

それから171ページ、4款の節18備品購入費、こちらで布回収用リレーカートと、廃食油回収ボックスというのが入っていますけれども、今年度、再資源化等ごみ減量化について今までと違う試みをされようとしているのかどうか伺います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今ご質問の内容は、各保育所、幼児型児童館、そしてむつみ学園の子供用の机とイスを改修していくと。傷みが激しいものについて交換をしていく、交換購入ということです。それでその率を申し上げますと、4箇所の中では机が129ある中で、今回29台を更新するということですので、43.3%ほど回収することになります。イスにつきましては4施設では322台あるんですが、そのうちの187台を交換しますので、58.1%改修で交換するということになります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） お答えいたします。

18節の備品購入費でございますが、昨年までもったいない運動町民会議という事業を立ち上げておりました。それが19年から21年、3年間の活動ということでレジ袋の削減から始まりまして、ごみの減量ということで取り組んでまいりました。この3年間の事業が終わりましたので、新たに県の補助なども活用いたしまして、エコライフ推進事業という形を町民参加型で立ち上げるという事業で取り組んでおります。その中で、今現在柴田町においては布類の回収はしてございません。そういったものを分別回収するに当たって、できるのかどうか、その辺の調査研究を行っていききたい。あとはご家庭で今、捨てられている食用油を燃料とか石鹸とかそういったものにリサイクルする。そういったものもどのような形で回収すればうまくいくのか、そういった調査研究を行っていききたい。そのためにイベントなりどこかの商店とかにお願いしまして、布の回収ボックス並びに廃食油の回収ボックスを置かせていただいて、どのくらい集まるのか。そういったことも取り組んでいくために、備品購入費として購入させていただくものでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はい、どうぞ。森 淑子さん。

○10番（森 淑子君） それでは調査のための経費ということで、試験の結果によっては廃食油の回収なども進めていくというふうに捉えていてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 調査を行いまして、どれくらい柴田町であればやれるのかどうか。この事業も単年度ではございません。一応3年度、県のほうから補助をもらってやりたいということで考えております。1年目は小さいものから。2年目に地域を限定してとか、そういった枠を拡大して行って、最終的に柴田町でできるのかどうか、その辺も調査研究なり実践を行っていききたいということで考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。森 淑子さん。

○10番（森 淑子君） ごみ関連ということで、有料化の進み具合とか焼却場のことがどうなっているのかということが、最近あまり聞こえてこないのですが、うわさだけが流れてきたりするもので、一度どの辺まで話が進んでいるのかも聞いてみたいと思っていたんですが、もし差し支えなければお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） まず、ごみ袋の有料化でございます。今現在2市7町から各2名、ごみ有料化検討委員会ということで、代表に集まっておきまして、4回ほど会議を開いております。今月も、もう1回開きまして、来月にはある程度検討委員会で素案が出たものを答申という形で出すという形になっております。まだ内容等の詳細は決まっております。ただ、値段はどのくらいがいいのか、そういった形になっております。

クリーンセンターにつきましては、前にも全員協議会のほうでご説明申し上げましたが、平成28年度稼働は決まっております。ただ場所の選定について、以前決定しておりました角田の地区と、あともう一つは今現在枝野地区にあります焼却場の土地ということで、2箇所が選定候補ということになっておりますが、場所の選定につきましては角田市が決定するという形での理事会の取り決めがございます。今現在、角田市議会のほうで特別委員会等を開催いたしまして、場所の選定に当たっているというのが今のところの状況でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 1点だけ質問したいと思います。

172ページの工事請負費、富沢東山下ため池改修工事であります。前にも富沢地区の改修をやったと思うんです。多分この場所は大体知っているんですが、そのほかにこの改修、ため池は結構あると思うんですが、これからもこういうふうな工事は続いていくのか、それともこれで大体終わるのか、その辺について聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 172ページの農業水利費工事請負費500万円ということで、富沢東山下ため池の改修工事ですけれども、これにつきましては昨年度、地域経済活性化経済対策臨時交付金ということで予算措置しまして、繰り越した事業なんですけれども、工事を進める中で、堤体ですか、土が漏水しやすい土ということで、途中で工事を変更しまして、国の交

付金だったものですから本当はもう少しお金がかかるんですけども、変更できなかったということで、工事の中身を変更しまして、今、堤体を半分になっている状態なんです。それで今回一般財源で残った部分を予算措置したというものでございます。

ため池につきましては町内51箇所ほどあるんですけども、非常に漏水とか、尺八が老朽化しているということで、要望が5～6箇所ございます。ただ実際にため池の、水田に使う用水という機能については、ため池を使って田植えをしているというため池は1割もないのかなというふうに捉えております。ただし地区の防火用水、それから大雨時の治水の役目ということで、工事をやりますと1,000万円なり1,500万円なり相当お金がかかるんですけども、費用対効果を考えればどうなのかという疑問を私も持っているんですけども、なかなか地元から言わせれば悪くなったから直してくれと言われるのが大体なんです。その辺も今担当のほうに指示しまして、実際にそのため池が水田の用水にどのくらいの受益で使われているかなどを調査しまして、将来今回のように漏水した場合に、本当に修繕したほうがいいのか、あるいは修繕しないでため池機能がなくてもいいのかということ、地元と協議しながら2年ぐらいできちっとした整備計画をつくりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） この山下のため池を私は知っているんですが、行って見ますと上流のほうのため池のある部分はほとんど減反している状況であって、実質はほとんど使っていないような感じなんです。しかしながらその水を欲しいという方が中にはいると思うので、それは継続してやらなければならないのかなと思いますが、今後できるだけ、するなということとは言えないんですが、やっぱり状況を見て、水かさを上まで貯めなくても、底辺とか、それでも十分な時は、それなりにね。緊急的なことはしなくてはならないと思いますが、そういうことで対応していければいいなと思います。結構金額が大きいんです。前にもその上の堤ですか、ため池をした時にも、二つですか、ありましたので。わかりました。

○議長（我妻弘国君） ほかに。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 1点につき質問いたします。

168ページの企画管理費の13番委託料なんですけれども、地球のステージ公演委託料。先ほども安部議員さんのほうから質問があったんですけども、実際に今、地球のステージということで、学校のPTAとか育成会のほうにもこういったものがあるので、ということで連絡がきているんですけども、今後こういった活動をする時に、町との協働と先ほどお話し

やいましたけれども、どんなことを町と協働でやっていくのか、そのあたりを説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 今、2010柴田町平和祭典実行委員会、まだ仮称だと思うんですけども、その中の何人かの方が進めておられて、特に子供たちに平和の大切さを訴えていきたいという話があって、ちょっと先行してそういうことで進めているようです。そして町との協働というのは、この実行委員会と町が今回の柴田町非核平和都市宣言の記念事業として、先ほども申し上げましたけれども9月の20日に船岡小学校の体育館で予定しているわけでございます。それで町は、例えば予算でもって、このステージについては町が持ちましようとか。ただ実際の1部から3部まで事業が計画されているんですけども、それについてはその実行委員会の人たち、ですから多分、前もって今の時点で実行委員の最初の方々がいろいろ声がけしていると思うんです。そういう中で今、進んでいる段階です。きょう正式に6月10日で宣言をすることになりましたので、これからは正式な活動として町と一緒に進ませていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） ぜひ子供たちに平和の大切さを知るということを。私は先にビデオのほうを見させていただいたんですけども、本当に素敵な活動をしていらっしゃる方の公演になると思いますので、ぜひ町としても大きな事業として展開していただけるように、これは要望としてお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑はありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 仙南青果の件ですが、もう一度きちんと確認しておきたいと思いません。

先ほど水戸議員の質問というか要望に対して、何か少しはっきりしなかったかなと思ったので、確認です。そうしますと今後、町長のみならず経営に対しては経営会議等に担当課長が出席し、柴田町としても出資者として細かい内容もよくわかるようにした上で、毎年度、経営方針や経営計画、決算について、必ず議会に報告するということ。それをここで約束していただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 先ほど水戸議員にお答えしたのは、決算等です。そういうもの

は株主総会が終わりますと町のほうにも来ますので、それは多分、提供できるかと思いません。ただし会社の株主は、もし町長がなれば町長一人なんです。それで担当課長とかは全然そこには入れないということで、町長がもし今回新会社の取締役になれば、町長だけしか出席できないということです。ですからそういう意味では町長は十分に経営にしっかりやってくれると思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） それでは町長、細かい内容についてもきちんと把握し、どういう質問が出てもいいように、答弁できるように、柴田ではかなり議会は注視して見ているということをやはり伝えて、それでこの議会においては詳細説明をよろしくお願いします。約束していただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいでしょうか。

○17番（白内恵美子君） 約束ですから、要望じゃないです。

○議長（我妻弘国君） それでは答弁をお願いします。町長。

○町長（滝口 茂君） あくまでも取締役として選ばれたらという条件がつきますけれども、選ばれていた取締役会では、やっぱり手前味噌になりますけれども、一番問題だというのを指摘しているのは柴田町でございます。というのはいつも言うんですが、合併すれば何でも自動的にバラ色になるという風潮が、県南青果にもあったんです。やっぱりきちっと、どこに問題があったのかの分析、そして新たな組織体制、それから経営改善、そして未来への新たな経営スタイル。そういうのを全然出さないと、単に希望、バラ色だけではだめだということは行政の合併でも同じだったものですから、ずいぶん言ってまいりました。ですから柴田の町長はこの県南青果には反対だという、うわさを流されたようなこともございましたけれども、そうではありませんけれども、そのぐらいに厳しくやっておりました。選ばれたら、白内議員の要望については白内議員のように全部覚えられませんけれども、伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成22年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。

ただいまから休憩します。

午後3時5分再開します。

午後 2時49分 休 憩

---

午後 3時03分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

### 日程第13 議案第12号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第12号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、地方税法の改正に対応した電算委託料に関する増額補正であります。これにより補正額は361万7,000円となり、補正後の予算総額は34億8,688万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは補足説明いたします。

177ページをお開き願います。

第1条関係です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ361万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,688万2,000円とするものであります。

180ページをお開きください。

歳入でございます。

款9繰入金、目1一般会計繰入金361万7,000円の増でございます。これにつきましては、本日議案第7号で議決いただきました非自発的失業者等に対する税の軽減に対応するための電算システム改修費として事務費繰入するものでございます。

次に歳出でございます。

款1総務費、項1の総務管理費、目1一般管理費173万3,000円の増でございます。これは委託料でございます。電算システム改修委託料で、国保の資格管理システム改修分でございます。

次に項2の徴税費、目1賦課徴収費の188万4,000円の増でございます。同じく電算システム改修委託料で、こちらについては国保税のシステム改修分でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第13号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第13号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第13号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、財団法人地域社会振興財団の平成22年度長寿社会づくりソフト事業費交付金と、宮城県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金の内示を受けて、予算計上する内容となっております。歳入につきましては県支出金及び繰入金をもって財源充当を行っております。歳出につきましては平成23年4月に海老穴地区に開設予定の特別養護老人ホーム内に設置する地域包括支援センターの整備費用と、平成24年度から実施する柴田町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定推進事業の資料作成のための増額補正であります。これにより、歳入歳出それぞれ438万5,000円の増額補正となり、予算総額は19億854万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは議案第13号、平成22年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について補足説明をいたします。

181ページをごらんください。

今回の補正予算については、事業の内示や交付金の確定により、歳入歳出それぞれ438万5,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ19億854万9,000円とするものです。

歳入について説明いたします。184ページをごらんください。

款6 県支出金の増額100万円は、宮城県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金の決定を受け、平成23年4月に海老穴地区に開所する特別養護老人ホーム施設内に設置予定の、地域包括支援センター整備費用として計上するものです。

款8 繰入金の増額338万5,000円は、先ほど説明申し上げた財団法人地域社会振興財団から長寿社会づくりソフト事業費交付金の内示を受けて、一般会計からの繰入金です。

続きまして歳出の補正について説明いたします。185ページをごらんください。

款1、項1 総務管理費438万5,000円の増額は、平成24年度から始まる柴田町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定のための基礎調査や、課題把握の調査実施に係る予算項目として、8節報償費から13節委託料、合わせて338万5,000円を計上しております。

19節においては、地域包括支援センターを新たに整備するための補助金100万円を計上する

ものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 地域包括支援センターを新たに海老穴地区に設置するという事なんですが、まず人的にここに携わるそれぞれの資格を有する方が必要だと思いますが、その辺の配置というか手当てはついているのでしょうか。

それとこの件で、今までの3つの資格の方々プラス昨日か、おととい説明があったと思うんです、もう一つ何か新たにということがあったと思うんですが、その辺をもう1回詳しく説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 地域包括支援センターの将来の設置に向けた3職種の状況なんですけど、実は12月の条例の時にご説明申し上げましたように、常盤福祉会の施設のほうに地域包括が設置されるものですから、そちらのほうへの委託というようなことを考えております。それにつきまして職員については当然委託方式というような形で、常盤福祉会での配置ということで考えております。今現在3職種については常盤福祉会のほうで、すでに18年から、地域包括支援センターが直営で町に設置した時からお互いに職員の派遣をさせていただいておりましたので、その辺での補足、補充は可能かというようなことを考えております。

それから、24年から始まる地域包括ケアネットワークについてなんですけど、今現在介護については介護施設の方針を昨日お話ししましたように、在宅に方針が変わってきております。それに伴いまして、やはり在宅支援のためには3職種だけでは到底相談対応はできないということと、介護予防の展開までできないのではないかとということで、新たにコーディネーターということで、その地域にどういう地域資源があるかと、そういうようなものを有機的にリンクさせる専門職というようなところで配置して、最低4人体制でその地域の資源を活用しながら介護予防、介護相談をしていこうというような体制が、24年度以降、国では計画しているというようなことになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問はございますか。再質問をどうぞ。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） かつて直営でやったこともあった中で、そうやって民間に委託するということですか、その辺民間でやることのメリット、デメリットもあると思うんですけれども、

まずは問題がないのかどうか。今まで交流があつて、あるいは派遣等もあつて、十分経験を積んでいるということなんですが、あえてちょっとこの辺は気をつけたほうがいいんじゃないかということが予想されるのであれば、ちょっとお願いします。

それから今、地域資源ということなんですが、介護に関する、活用できる地域資源というのはちょっとよくわからないんですが、どういうことが考えられるのかお尋ねします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは委託するメリットということで。今回まず社会福祉協議会にことしから委託しました。そして23年からは常盤福祉会というようなことでご説明申し上げました。実際的に常盤福祉会に委託するメリットというのは、昨日もお話があつたように、いろいろな介護事業所が直接的にかかわりが持ててくるということです。例えば人によってはデイケア、人によってはホームヘルプ、人によってはショートステイ、そういうような形で、やはり一つの事業所の中に多品目の介護サービスがあるものですから、その人に応じたサービスが連携的にできるというようなところが、まず大きなメリットになるんじゃないかということと、常盤福祉会においては町内に、いろいろと在宅支援センター初め相談窓口が点在しております。そういうところの活用もとれるのではないかというところで、今、我々のほうとしてはメリットの部分を多く考えているところです。

それから社会資源というようなことなんですが、やはり地域においてはいろいろなものがある。まず行政区においての活動もさることながら、やはり農協さんとか病院とか歯科医師とか、そういうようなところで、やはりいろいろ医療連携も踏まえてくると。ところがやはり町内1箇所だけの地域包括支援センターでは、なかなか病院の先生たちも身近ではないというようなこともあるものですから、そういうようなところの連携も、地域地域に区割りすることによって、身近に相談体制がとれるのではないかというようなことです。

○議長（我妻弘国君） 再々質問。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） そうすると船岡地区に一つ、槻木地区に一つという形になると思うんですが、利用者は槻木に住んでいれば槻木地区に行く。船岡地区は船岡の地域包括支援センターに行くという形になるんでしょうか。特にその二つ間での連携というのは必要ないかどうか、その辺も含めて、この二つがどういう連携をとりながらやっていくような形になるのか。一つよりも二つのほうがメリットがあるということであれば、どういうことなのか、お伺いしておきます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。

今現在、22年の4月に1箇所新設いたしました。それで2カ月経過して、今現在、いろいろな形で町民の利用度とか相談業務内容とかを把握しております。それらを基に、7月以降に今度は地域分割がいいのか、それとも主と従というようなセンター方式がいいのか、そういうようなものを12月まで、ある程度体制的なところを整えていきたいというようなところで、まだ地域割りまでは、はっきりとはしていません。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号、平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

**日程第15 議発第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正について**

○議長（我妻弘国君） 日程第15、議発第1号地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。

ただいま議題となっております議発第1号、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正についてですが、柴田町議会では専決処分の指定事項について、町の義務に属する損害賠償については交通事故によるものだけに限り、100万円を超えない範囲内で町長の専決処

分を認めていました。しかし、交通事故以外の損害賠償については指定事項になっていないことから、賠償額及び和解が整いつつあっても、次の議会の議決を待たねば和解等ができなく、事案の解決が迅速にできない状況でありました。このような事情を考慮し、交通事故によるものに限るとした文言を削除し、町長の専決処分指定事項の拡大を認めることにより、100万円を超えない損害賠償については、いずれの事案についても町長の専決処分が可能となり、迅速な賠償額の確定及び和解対応を可能とするものです。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 陳情第1号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情

陳情第2号 政府へ選択的夫婦別姓の導入に反対する意見書採択を求める陳情

○議長（我妻弘国君） 日程第16、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。議会運営委員会の協議により、報告のみの取り扱いといたします。

---

日程第17 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（我妻弘国君） 日程第17、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から民生委員推薦会委員について推薦依頼がありました。よって議会運営基準により、議会運営委員会において協議の結果、委員には佐々木裕子さんを推薦することにしましたので報告いたします。

---

#### 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成22年柴田町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつをさせていただきます。

今議会は繰越明許費、繰越計算書及び仙南土地開発公社の経営状況等3件の報告、議会の選挙であります柴田町選挙管理委員会及び補充員の選挙について、議案につきましては13議案すべて原案のとおり可決いただき、まことにありがとうございました。

その他一般質問でいただいたご意見やご提言を真摯に受けとめ、今後の町政に反映できるよう努めてまいります。

さらに発言を許していただければ、任期満了により今議会で私の最後の議会ということになりますので、一言感想を述べさせていただきたいと思っております。

私は「政治の基本は議論すること」を信念に、一生懸命取り組んでまいりました。振り返ればこの4年間、柴田町の将来に大きな影響を及ぼす財政再建や自立戦略に対する3町合併問題について、議論を深めてまいりました。人それぞれに柴田町の発展や柴田町での豊かな暮らし

の実現を願う気持ちは同じだと思います。ただ、それを実現するための手法に違いがあるだけではないかと思っております。柴田町は柴田町のこれまでの歴史に愛着と誇りを持ち、自分たちのことは自分たちでつくりあげる自立の道を歩むことになりました。

今、時代の流れは大きく変化しており、政治は中央集権から地方分権へ。経済はマネー経済からグリーン経済へ。社会はスピード社会からスローな社会へ。都市はメガシティからコンパクトシティへと変化が見受けられます。こうした新たな潮流を先読みすれば、新たな時代のまちづくりの基本姿勢は、住民とともに未来を切り開くということだと思います。柴田町は住民とともに痛みを耐えて、財政再建へのめどを見つけました。さらに住民自治によるまちづくり基本条例に基づき、住民と行政との協働により、「しばた交流プラザゆる・ぶら」、「手づくり図書館」の開設が行われるなど、勢いが出てきました。この勢いをさらに未来に向けて加速させていくためには、住民の参加と協働による住民自治の実践が大変重要だと思っております。

柴田町には他の自治体よりも住民自治によるまちづくりが一步進んでいると私は思いますので、今後ともさらに進化させてまいらなければならないと思っております。

7月には2期目の4年の政治姿勢や実績への評価、さらには今後4年間の柴田町のまちづくりへの方向性を町民の皆様方に判断していただく機会がありますので、その結果については私は真摯に受けとめたいと思っております。

ともあれ、この4年間の皆様方、また1年3カ月余りの議員の皆様方には大変お世話になりましたこと、厚く感謝を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） 以上をもって平成22年柴田町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時28分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年6月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番